

第九十六回 参議院内閣委員会 會議録第十一号

昭和五十七年五月十三日(木曜日)

午前十時三十分開会

委員の異動

五月十二日

辞任

岩本 政光君

補欠選任

松垣徳太郎君

出席者は左のとおり。

委員 遠藤 要君

理事 伊江 朝雄君

委員 林 道君

委員 片岡 勝治君

委員 柄谷 道一君

委員 板垣 正君

委員 源田 実君

委員 竹内 潔君

委員 松垣徳太郎君

委員 堀江 正夫君

委員 山内 一郎君

委員 野田 哲君

委員 矢田部 理君

委員 山崎 昇君

委員 中尾 辰義君

公正取引委員長	佐藤徳太郎君
事務局経済部長	門田 英郎君
行政管理局長	古橋源六郎君
官房総務審議官	佐倉 尚君
官房審議官	中 庄二君
行政管理局長	守住 有信君
行政管理局長	鈴木 源三君
警察庁刑事局長	仲村 規雄君
安部保安課長	平岡 哲也君
大蔵大臣官房日	太田 幸雄君
本専売公社監理	棚橋 祐治君
官室長	萩司 暁夫君
大蔵省理財局国	
有財産第二課長	
通商産業省機械	
情報産業局総務	
課長	
運輸省自動車局	
総務課長	

説明員

事務局側

常任委員会専門員

警察庁刑事局長

安部保安課長

大蔵大臣官房日

本専売公社監理

官室長

大蔵省理財局国

有財産第二課長

通商産業省機械

情報産業局総務

課長

運輸省自動車局

総務課長

事務局側

常任委員会専門員

警察庁刑事局長

安部保安課長

大蔵大臣官房日

本専売公社監理

官室長

大蔵省理財局国

有財産第二課長

○委員長(遠藤要君) この際、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案について、通信委員会からの連合審査会開会の申し入れを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(遠藤要君) 御異議ないものと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(遠藤要君) 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢田部理君 最初に、七月にも予定をされる臨調の本格的な答申について伺いたいと思存しますが、いまの作業状況等をまず概況的に御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(山本貞雄君) お答えいたします。

臨時行政調査会におきましては、先般、ただいま先生のお話のとおり、七月の基本答申に向けてのおおよその取り扱うべき主要課題、それからスケジュールを一応決めたわけでございます。これによりまして、まず第一部分は、行政改革の理念及び重要行政施策のあり方ということ、これはただいまのところ五月二十九日に部会から調査会に報告を出す。それから第二部会でございますが、これは内閣の総合調整機能あるいは行政組織論、これにつきましては現在のところ五月の二十四日に部会報告を提出する。そして、公務員制度の問題につきましては、特に給与の問題につきまして、これは五月の三十一日に分科会から部会を通じて調査会に報告する。そして、第三部会のいわゆる国、地方の問題につきましては、これも五月の二十四日に部会報告をする。そして最後に、第四部会の三公社それから特殊法人の問題につきましては、これは五月の十七日をめぐって部会報告する。こういうふうな予定でございます。これを受けて、調査会におきまして検討の上七月中旬に調査会としての答申を行う。大体このようなスケジュールを進めておるわけでございます。

○矢田部理君 中曾根長官に伺いたいと思存します。

七月に本格的な答申、基本答申が出てまいりますと、当然のことながらかなり膨大な内容のものが出来てまいりますから、それに対応する臨時国会等は必要になるかと思存わけであります。臨時国会でやるのか、それとも来年の通常国会で主として審議に供するというようなことになるのか、その辺の政治的なスケジュールはどうお考えでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 臨時国会で行われるか通常国会で行われるか、まだ白紙の状態でございます。七月答申の内容を見まして、それに対する手順を考えまして、それによりましていろいろ判断してまいりたいと思っております。

○矢田部理君 政治スケジュールはまだ未定だということですが、基本答申が、各部会の報告などでそのデッサン的なものが出てきていくわけですね、すでに。その中で、これは本格的においおい問題にもしなければならぬわけであります。二つの点について少し臨調なり大臣の方から伺っておきたいと思うのですが、一つは、防衛

国務大臣 (行政管理局長) 中曾根康弘君

政府委員 (臨時行政調査会事務局首席調査員) 山本 貞雄君

問題についてかなり立ち入った議論や問題が出されていられるように思われるわけですが、こういうことまで臨調にやってみよう、あるいは臨調がやるという考え方ののでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 臨調の審議につきましても聖域はない、こういう大前提でもってやっておりますが、そういうわけでもありません。第一部会において行政全般の中に防衛問題も入っております、いかにこれを簡素化し合理化し、あるいは新しい時代にたえ得る行政体系にしていこうかという点から点検、検討はされております。

○矢田部理君 単に防衛問題についても簡素化、合理化するためにということを超えて、国家の基本政策にかかわるような部分まで相当踏み込んだ議論がなされ、かつ動きがあるように思われるわけですが、それもやってみようというつもりでしようか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 聖域はないと言いますが、おのずからそれは限界はあるだろうと思えます。政治の領域に深く踏み込んだものは臨調におきましても抑制しているようでございまして、その過程におきましてもいろいろな議論がありまされども、最終的結論というものはちゃんと抑制した良識の範囲内にあるものが出てくると思っております。

○矢田部理君 各論的な内容はもう少し見てからにするというしまして、もう一つは、国鉄の再建に関連して、臨調で六十年をめぐりにして国鉄を分割して民営化に持っていく、特殊法人的なものにしていくというようなことが議論されているように思われるわけですが、その状況はどんなふうになっているのでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) その点も、ここ一兩日あるいは数日の間に最後の詰めをやっておるところでございまして、まだここで御答弁を申し上げる程度に熟してはございません。ただ、国鉄問題というものは非常に重大な問題で、長期的視野に立ち、かつ国民の世論の期待にこたえるような改革を行わなければならぬ段階であろうと、こう

いう考えでは一致いたしております。

○矢田部理君 詰め段階に入ってきているということですが、分割して民営化にするという方向はほぼ動かない状況になっているのでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) その点も、これは一つのこと全般に連関性を持つこととございまして、その機能の問題あるいは時期の問題等々いま詰めておる中でございまして、御答弁は留保させていただきますかと思っております。

○矢田部理君 第四部会でしょうか、国鉄問題を扱っておりますのは、この分割・民営化の方向に對しては国鉄と運輸省が猛烈に抵抗している、実現が大変むずかしい、拒否すること一致したというふうな記事も流されておるわけですが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(山本貞雄君) 国鉄の経営形態問題の取り扱いにつきましては、部会といたしましては、運輸省及び国鉄等から再度にわたりましたいろいろ御意見、実情を伺っておる段階でございまして、そういった国鉄側あるいは運輸省側の事情説明をも十分配慮いたしまして、ただいま真剣に最後の詰めを行っております状況でございます。

○矢田部理君 事情説明と言ったって、それはもうずいぶん前から行われている審議でありまして、けれども、いまさら事情説明を伺っているというところではなくて、むしろ臨調が出そうとしている方針について非常に抵抗が強いと、現実性に乏しいとか実現がむずかしいというような意見が中心なのはありませんか。特に何といえますか、国鉄再建監理委員会というものを設けて、運輸大臣よりも強力な権限を行使してこれに当たるといふようなことも構想されているようでもあります、この監理委員会の性格等々についていろいろ問題ありというふうなことで、議論がかなり国鉄と運輸省との間でも行われているのではありませんか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 運輸省当局あるいは国鉄当局と臨調側の態勢は必ずしも意見が一致しているものではないようでありまして、中にはかなり対立の際立つたものもあると思えます。いまこれを実行し推進していく上についてどういう手だてを講じていくのが適当であるかという点も論ぜられていくことは事実でございますが、それらの内容につきましても、いまだ決定的な考え方があるとはございしません。ここ数日の間、いろいろ諸般の意見もお聞きいたして考えを深めていくという段階でございまして、その点も御答弁を留保させていただきますかと思っております。

○矢田部理君 きょうの主題ではありませんから概況をお聞きするという程度にとどめたいと思えますが、国鉄問題に限らず他の行革問題についてもいろいろ議論が各界にある。それからまた、それそれ専門的な立場で関心も持ち、いろいろな提案や議論もあるわけですが、今後これだけ大がかりなものが、国鉄だけに限らず電電公社や専売公社等も含めて、公共企業体や特殊法人についても出るでしょうし、その他の問題についても盛りだくさんの言うならば答申が出てくること、これが想定されるわけですが、これを政治的にどういうふうに対処していくのか、あるいは対応していくのかというの、出てからでなければ政治スケジュールは組めないということにしかならぬの、いまから準備もし、スケジュール等もある程度構想をしなければならぬ時期に来つつあるのではないかと思われるのですが、再度中曾根長官の御見解を承っておきたいと思っております。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私は、鈴木内閣の一員として、また政治家の一人として、こういう重大な政治問題の取り運びについては個人的にいろいろ考え、思索をめぐらしておることはございします。しかし、何と申しまして七月の答申が權威を持つて出てこないうちは、具体的にどういうふうになるかというところは決定的なアイデアも出てまいりません。そういう意味におきまして、七月の答申を待ちまして正式にいろいろ段取りを考えて

まいりたいと思う次第でございします。

○矢田部理君 それでは、議題となっており本法律案について逐次伺っていきたくと思えますが、最初に、許認可からの解放といいますが自由化の問題を含めてかなり数多くの法律を一括して提案をした理由、一括法案にしたいきさつ等について御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(佐倉尚道君) いまお願いしております一括法案でございますが、これは提案理由説明等にもございしたように、まず臨調の第二次答申

提言の中で、法律改正が必要なもの、その次に昨年末の許認可整理計画のうち当面法律改正を必要とするもの、この二つにつきまして許認可の簡素化あるいは緩和という点。それから九十五国会におきまして御提出して廃案となつておりました法令整理の問題でございしますが、これを行いたいということも御提案申し上げたわけでございします。それで、結局行政事務の簡素合理化という点で、これらの問題が全部共通している、趣旨、目的が同一であるという点で一括させていた

だいたということでございます。

○矢田部理君 臨調からの答申が基礎にあるということですが、同時にまた、その中に含まれていくものもかかわらず一括にしかつた法律もあるわけですね。それとの仕分けはどういう基準でやられたのでしょうか。

○政府委員(佐倉尚道君) 臨調答申のうち、この一括法案の中に含まれていないものとして、は、自動車、車両検査の問題と電波法に關係します市民ラジオの問題があるわけでございます。

車検の問題につきましては、これは運輸技術審議会等においていろいろ御審議もいただき、許認可の緩和ということ以外にいろいろ技術的な面も一緒に法律改正する必要があるというところで、道路運送車両法の改正として単独に国会にお願いするということになったわけでございします。それから電波法の関係の問題でございしますけれども、これは、臨調からの御答申では市民ラジオに關係するのだけでございしたけれども、ほ

かに当局の考えておりました電波法の改正、すなわち船員の電波取り扱いの従事者の資格の問題等の改正等もございまして、それらも一緒に改正したいということで、電波法の改正ということで一括法から外しましてそれぞれでお願いする。

いま、この二つにつきましてはそういうことで一括法に含まれていない。要するに一括法の先ほど申し上げました趣旨、目的から見て、行政事務の簡素合理化という観点と違ふものが含まれているというものを単独法でお願いするというようにしたということでございます。

○矢田部理君 許可問題ができるだけ解放するあるいは簡素化していくということは、一面でわかることも多いわけだし、またこんなものがいまだに残っていたのかという印象を受ける部分もあるわけでありまして、同時に、この許可問題というのは、環境を保護するとか消費者の立場を考えると、あるいは住民の立場で問題を処理するというところで、許可可によって守られていた部分があるわけでありまして、どうも今度出てきたものの一つの傾向は、たとえばデータ通信の自由化問題あるいはお話のあった道路運送車両法の一部改正の問題、さらには法案にはなっておりませんが、電源立地をめぐる許可可事務の簡素化、迅速化というような問題等々、一連のものをいいますと、どうも財界とか業界からの強い要請が中心になって仕切られていくらしい、傾向を見るわけです。御承知のように、今度の行革は財界主導型だということが端的に出てきているような事例が今度の法案の問題及びそれに関連した問題に出てくるわけでありまして、この点は長官としてどんなふうにお考えになつておられるのでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 必ずしも財界主導型というふうには思いません。行政事務の簡素効率化のために法律を改正するというふうな考えが基本でございまして、旅券の問題であるとか、あるいは輸出検査の問題であるとか、あるいはここにありまふようなデータ通信の問題であるとか、あ

るいはトラホームの関係、あるいは狂犬病の予防注射、そういういろいろな面で業者にもあるいは市民にも関係のある煩瑣なことをみんな解除しておこうと、そういう基本的観念に立つてやっておるのでございまして、必ずしも財界ばかりを見てやっておるというものではございません。

○矢田部理君 一つ一つ伺つていきたいと思いますが、道路運送車両法の一部改正、運輸委員会に審議を依頼しているようでありまふけれども、これはどういう事情で改正する運びになつたんでしようか。

○政府委員(山本貞雄君) 車検の問題でございまして、先生御承知のとおり、実は昨年の七月十日の臨時の第一次答申でこれについて言及をいたしておりますので、ただし非常に専門的な面にもわたりますので、ひとつそういう専門的な面からの検討をまずしていただきたいと、こういった趣旨の答申を出したわけでありまして、そして二月十日の臨時の第二次答申、許可可問題を扱うところで本件の答申を出したわけでございますが、その際、運輸技術審議会の専門技術的な検討の結果を待ちまして、運輸技術審議会ではいろんな実験をやつたわけでありまして、その実験の結果に基づいて運輸技術審議会の答申が出てまいりまして、臨時では、運輸省等からそういったいろんな実験の結果あるいは運輸技術の答申等を十分聴取いたしましたので、その趣旨が適切であるというふうな判断いたしましたので、定期点検整備、六カ月の初回の点検整備の廃止だとか、あるいは徹底した検査項目の簡素化だとか、あるいは新車初回のいわゆる車商の新規検査の検査証の有効期間を二年から三年にする、こういった答申を行つたわけでございます。

○矢田部理君 なるほどその限りでは簡素化、合理化するということの趣旨に沿つておられるように思われるわけですが、同時にまた、罰則をつけるようになったこの経過はどういうことでしょうか。○説明員(佐司曉夫君) お答えを申し上げます。道路運送車両法の改正の経緯につきましてはた

だいまお話があつたとおりでございますが、私もいたしましては、各方面からの御指摘によりまして、運輸技術審議会において専門的、技術的にこれを検討しておつたわけでございますけれども、その検討の結果、新車新規の車検については二年から三年に延長が可能である、また新車初回の六カ月の点検については廃止することが可能であるというふうなことを中心にいたしまして答申を得たわけでございますが、この答申におきまして、自動車の使用が御自分の車につきまして定期点検を行い、必要に応じて整備をするという制度をとつておるわけでございますけれども、この定期点検制度については、安全の確保、公害の防止の見地からさらに一層の励行を図る必要があるという御指摘を運輸技術審議会から受けたわけでございます。このために、私もいたしましては、この定期点検制度というものがユーザーの自主的な自分の車の管理責任ということに基づいて行われるべきであるという基本的な考え方をできる限り尊重しながら、この定期点検の実施にかかわります行政指導を効果あらしめるために、この点検の指示という制度を最低限必要な制度として設けるというふうにしたところでございまして、

○矢田部理君 ユーザーの自主的な点検とか、立場での整備とかということとわかるわけですが、それに罰則を付するということになると、これは自主性を逆に損なうことになるわけでありまして、むしろ罰則ではなくて、行政的な指導等を中心に自主的にということであればやるのが筋なのでありまして、どうしてもやっぱり罰則を付けたということの意味が説明にもかかわらずわからないのでありますが、その点再度答弁を求めます。

○説明員(佐司曉夫君) 定期点検指示の制度につきましては若干具体的に申し上げますと、先ほど申し上げましたように、自動車の使用者は定期的に御自分の車を点検をしていただく義務があるわけでございますが、この結果につきまして定期点検記録簿に記載をいたしまして、車内に備えてお

おいいただくというふうな考えておるわけでございます。それで、街頭検査等におきまして陸運当局の係官がこれをチェックいたしまして、点検を実施しておられないということが記録簿の記載等で確認できました場合に、ひとつこの点検をやつていただきたというものを申し上げるわけでございます。この指示に従ひまして点検を実施していただいた場合は、それをさらに定期点検の記録簿に記載していただいて、その写しを添えて十五日以内に陸運当局の方へ御報告をいただく、こういう制度でございます。この報告がない場合に初めていわゆる過料という行政的な秩序罰を科するというところでございまして、

私もいたしましては、定期点検制度が自主的な責任に基づくものであるということを尊重しながらいま申し上げましたような制度を考えたいわけでございます。定期点検をやつておられないことそのものでございまして、あるいはこの指示に従わなかったことにす罰則をつけておるといふことではございませんで、そういったことから、私もいたしましては、自主的な点検をやつていただくための行政指導を効果あらしめるためのぎりぎりの制度と、安全を確保し公害を防止するためのぎりぎり最低限必要な制度であるというふうな考えておるわけでございます。

○矢田部理君 臨調に伺いますが、もともとこの一連の措置というのは、ユーザーの負担の軽減とか行政の簡素化という臨調の掲げている方針に基づいて出された答申なわけですか。また、それに沿うた一連の改革がなされていると思うんですが、そういう考え方とあわせて、今度は自主的にやらせるという考え方から見て、いまの秩序罰、行政罰であるとは言つても、罰則を付することとの関係はどんなふうな臨調としては受けとめておられますか。

○政府委員(山本貞雄君) 今回の道路運送車両法におきましては、臨調の答申の趣旨はほぼ取り入れられておるわけでございますが、ただいま先生の御指摘の過料の問題につきましては、先生が御

○説明員(狂司咄夫君) 法律的には、先ほども申し上げましたように、定期点検を怠っているすべの車両に対して指示をすることができるということになっておるわけでございますが、先ほど来申し上げておりますように、趣旨にかんがみまして慎重を期するということから、先ほど申し上げましたような不正改造車、違法な行為を行っていた白トラやダンプカーその他の整備不良車等を中心に行うものとしというふうに申し上げたわけでございまして、白トラとかダンプカーに限るということではございませんで、違法な行為を行っておりますり、あるいは不正改造を行っておりますり

す車等につきましては非常にその整備不良である危険性が高いわけでございまして、運用上の結果としてそういったものに対する適用が中心になるということでございます。その趣旨といたしましては、車種をそういうものに法律上限定するということよりは、そういったものを中心とする整備不良車、これについて重点的に行っていくもの、といったことではないかと存じます。

○矢田部理君 罰則を付するにそんなあいまいな議論でやられたら国民はかたがた不愉快です。

では、一般のユーザーが、白トラでもダンプカーでもない、整備不良車でもない、しかしいろいろ指示を受けたけれども点検をしなかった——絶対に処罰されることはいないんですか。

○説明員(在司咄夫君) 先ほど来申し上げておりますように、整備不良車等を中心に行うということでございますので、通常のケースの場合に、明らかな安全上問題がある整備不良といったものも街頭検査において見受けられないというふうな使用者の方に対しては、先ほど申し上げましたように、原則として運用上の行政指導であるまず勧告というふうな形で、定期点検をひとつ自主的にやっていたらいいというふうな御注意を申し上げるというふうな運用をいたしたいということでございます。

○矢田部理君 ある構成要件を確定をして、それに違反した場合には罰則を付するということがありますが、しかも、それは法律ができてしまえば、総務課長がこの法律を運用したり適用したりするわけじゃないのでありまして、そんな答弁をしたから法律はそういう方向で動くんだというふうな保証はどこにもありませんよ。それから整備不良車を処罰するということがないんですよ、これは。点検をしなかった、点検をしなさいとまた指示を受けたけれどもなおかつしなかったというその形式的な事実、状況に対して処罰規定が置かれていてありますから、整備不良車などという構成要件はどこにもここには入っていない。そんな解釈はあなたひとりの解釈であ

るし、評判が大変悪いものだから便宜的にやっていると解釈にすぎないものでありまして、そんなことは納得できません。どうですか。

○説明員(在司咄夫君) お答えいたします。

御指摘のように、法律の規定自体には、整備不良車に適用するというところではないことはもちろんでございます。定期点検の実施の確保を図ろうという趣旨でございますから、定期点検をやっておられない方が確認されましたときは、その使用者の方に対して指示ができるという規定であることは御指摘のとおりでございますけれども、先ほど来御説明しておりますように、この法律の趣旨が、ユーザーの方の自主性を尊重しながら、定期点検を自主的にやっていたらいいという趣旨であるということにかんがみまして、また街頭検査においてチェックをするということが中心になるわけでございまして、その際におきます要員の制約等もありまして、法律の運用をいたしまして、先ほど来申し上げておりますような車両を中心としてこの法律的な指示の制度を運用していくというふうに申し上げておるわけでございます。

○矢田部理君 この過料というのは一体だれが科すのですか。

○説明員(在司咄夫君) お答えいたします。

先ほど来申し上げておりますような運用によりまして、最終的に過料を科すべき事態であるということが認定された場合は、陸運当局から所轄の裁判所に連絡をいたしまして、裁判所において審理が行われた結果、過料を科すべきか否か、いかなる内容の過料を科すべきか決定されるというふうに承知いたしております。

○矢田部理君 陸運事務所というところになりますか、あるいは所長ということになりますか、裁判所に通知をして裁判所が処理をするということになっていくということなんです、この陸運局長なりあるいは現場的に言えば陸運事務所の所長の通知というのは、過料を科す要件でしようか。

○説明員(在司咄夫君) お答えいたします。

では、非訟事件手続法という法律に基づいて行われるというふうに私も調査しました結果ではなっております。ございまして、いまおっしゃいました陸運事務所から裁判所に通知が参らなければ裁判所の審理は開始しないものというふうに理解をいたしております。

○矢田部理君 非訟事件手続法のどこに書いてありますか、それ。

○説明員(在司咄夫君) 大変恐縮でございますが、いま法令集を持っておりませんが、さきに調査いたしましたところでは、住所地の裁判所に対し過料に処すべき旨及び根拠条文等を記載した公文書により通知するというのが、いま手元のメモでございますと同法の二百六条の規定というふうなメモではなっておりますが、ちよつと法令集を持っておりますので大変恐縮でございますが、メモでお答えさせていただきます。

○矢田部理君 その通知というのは、過料を科する裁判所の手続の必要条件でしようか。

○説明員(在司咄夫君) 大変恐縮でございますが、非訟事件手続法につきまして、現在、資料もございませぬので、詳細を承知いたしておりますが、私も手続、通知をするという以外に裁判所による職権探知という規定もあるというふうに承知いたしております。

○矢田部理君 非訟事件手続法というのはもとものと裁判所がやる手続なんです。別に通知なんというものは、職権の発動を促すために事実上行われることがあるかもしれぬが、それにかかわりませぬ裁判所がやる手続なんです。そうなんじゃありませんか。

○説明員(在司咄夫君) 非訟事件手続法の十一條におきまして、裁判所は職権探知を行うという規定があるというふうに承知をいたしております。

○矢田部理君 だから、私が言っているのは、通知のあるなしにかかわらず裁判所が独自にやる手続でしよう。もともと非訟事件手続法というのはそうじゃありませんか。

の職権探知という規定もございませぬけれども、私どもの調査いたしました範囲では、事実上、過料の手続の発動につきましては、そういう事実を知った行政庁からの通知によるケースが多いというふうに私どもの調査では理解をしております。

○矢田部理君 これからつくる制度なんだから、それはどっちが多いなんというところはわかりません。非訟事件手続法というのは、もともと通知を受けたから、行政官庁から連絡を受けたから開始するということにはなっていないんです。きょうは法制局を呼んでおりませんが、これはもう職権でやる手続ですよ、きのう私が詰めたところ。職権でやる手続について裁判所は整備不良車だけ、どこにも法文には書いてない、整備不良車だけやるなんというやり方はとりませんよ。この規定に違反すれば裁判所は職権を発動することになるのでありまして、国会で幾らかの法案の抵抗を少なくするために運用を慎重にするという説明をしたって、運輸省がやる手続じゃないんです。政府がやる手続じゃないんです。司法が独自に開始する手続なんです。原則的に言えば、制度から言えば、だから、あなたが何ば説明したって全く説得力がないということなんです。

○説明員(在司咄夫君) お答えを申し上げます。

過料を科せられる構成要件といえますか条件につきましては、私も指示をいたしました場合に、法律の規定によりまして十五日以内に報告がない場合に過料が科せられるわけでございまして、整備不良車に直ちに過料が科せられるとかそういうことではございませんので、私も先ほど来申し上げておりますのは、指示をするという対象として運用上整備不良車を中心に運用をするということをお願いしております。その指示を受けた後に、法律の規定に従いまして十五日以内に報告がない場合に過料の手続に入るわけでございまして、整備不良車であるか

ないかということが直ちにこの過料を科する構成要件にすぐつながるということではないのではな
いかというふうに考えておられるわけでございます。
○矢田部理君 法律の運用というのは客観的でな
ければならない、法律のどこにも書いてない整備
不良車についてだけ指示を行うというやり方は、
法律を現場の恣意的運用に任せることになる。整
備不良車以外は指示をしないというやり方をする
んですか。そうすると、やはりここで少なくとも
整備不良車についてののみ指示をするというその限
定的なやつぱり条項にしなければならぬでしょ
う、少なくとも、そういう本意であるとするな
ら。法文は抽象的、一般的になつておつて、法文
が成立する前から整備不良車、法文のどこにも書
いてない整備不良車についてだけやるんだという
ような解釈論は独断にすぎない。現場では非常に
恣意的に運用されやすいし、法制度としてこれか
らつくるということにおいては非常に問題がある
というふうにお考えのようですが、いかがですか。

○説明員(荏司咄夫君) 若干御説明が不足したか
と思つてございすけれども、整備不良車など
を中心という考え方といましては、一般の
健全なユーザーの方にあつてはこの定期点検整備
が基本的には自主的な管理者の責任において行わ
れるという趣旨を勘案いたしました場合には、や
はり整備不良車といふものは、交通の安全上あ
るいは公害の防止上、私どもといたしましては放
置することについては問題があるわけでございま
すので、そういった観点から整備不良車などを中
心にこの指示の規定を運用してまいりたい、運用
についての基本的な考え方をそういうふうにと
いたしたいということございまして、現場における
運用につきましては恣意にわたることのないよう
に十分指導してまいりたいというふうに考えてお
ります。

○矢田部理君 それならば、整備不良車そのもの
を対象にする、整備不良車の運行そのものをやっ
ぱり取り締まる規定を、この法律ではなくて、こ
の部分ではなくて別途に考えるべきである。これ

は恐らく、ちよつといふ私も法文を持つておりま
せんけれども、整備不良車に対する取り締まり条
項というのは他の法令等にあるんじゃないやせん
か。

○説明員(荏司咄夫君) お答えいたします。

道路運送車両法の五十四条におきまして「陸運
局長は、自動車保安基準に適合しなくなるおそ
れがある状態又は適合しない状態にあるときは、
当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しな
くなるおそれをなくするため、又は保安基準に適
合させるために必要な最小限度の整備を命ずるこ
とができる。」という趣旨の規定がございす。

○矢田部理君 それで賄えるんじゃないやせんか。
運用上の問題は少なくともそこで賄えるんじゃない
やせんか。それで賄えるのに、もう一つ規定を
置いて罰則をつけるということになつたら二重規
定になるんじゃないやせんか。

○説明員(荏司咄夫君) ただいまの整備命令の規
定につきましては、先ほども条文に即して申し上げ
ましたように、自動車の具体的な部位につきま
して保安基準違反がある、またはそのおそれがあ
るとした場合に発動する規定でございまして、今
回の定期点検の指示につきましては、そういった
具体的な保安基準の違反以外に定期点検を法令の
規定どおりやつておられないということに對し
て、その定期点検を基準に従つてやつていただき
たいという指示をするわけでございまして、この
具体的な部位についてふくまれている場合には発
令する整備命令とは趣旨を異にしておるといふ
に考えておるわけでございす。

○矢田部理君 違ふよ。あなたは、しかしそうい
う制度であるにもかかわらず、運用上は具体的な
部位に問題がある整備不良車を中心に指示をし、
この罰則の適用をする、こういうふうになるわ
けであります。その運用の実態と整備不良車に對
する別の規定ですね、これとは重複するんじゃない
やせんかと、こういうふうに言つてゐるわけ
です。

○説明員(荏司咄夫君) 整備命令につきまして

は、ただいま申し上げましたように具体的に保安
基準違反車があります場合に、その部分について
保安基準に適合させるように整備を命ずるわけで
ございまして、定期点検につきましては、具体的
にどこが保安基準違反という要件ではなくて、そ
ういった保安状態の悪い車につきましてチェック
いたしました結果、定期点検についても義務が履
行されていないということが明らかになりました
場合に、具体的な部位につきましての整備命令と
ともに一定期間ごとの定期点検をやつていただき
たいという指示をあわせて行つと、こういう考
え方でございます。

○矢田部理君 いや、法律は違ふのですよ、中身
は。しかし、あなたが言つてゐる運用ならば、要
するに整備不良車で運行している、これはやつぱ
り交通安全上危険だということを押さえるため
に自主的な目的にして運用をするということなら
ば、前のすでに整備不良車に対するいろいろな行
政措置等々が規定されている規定で十分賄えるの
ではありませんか、こう言つてゐる。わかりま
せんか。

いづれにしても、この罰則を付するといふのは
大変な問題なんです。運輸委員会の問題です
から、これはわれわれとしても限界があるわけでは
ありませんけれども、ただこれを委員長にお聞きい
ただきたいのは、その臨調が出した答申、本来な
らば一括法案に組ませるべき中身のものだった
はずなんです、行政の簡素化とか負担の軽減と
か、それを運輸委員会の方に持つていつてしま
う。そして臨調ですらも遺憾の意を表明するよう
な内容の法律を出している。こういうことがやら
れるようでは何のための行政改革かということに
実はなるのでありまして、当委員会としても無関
心ではいられないわけでありまして、これは運輸委
員会とやつぱり連合審査をひとつ御検討いただき
たい。

○委員長(遠藤要君) いま矢田部委員の御発言、
臨調の一括法案の中に含むべきでなかつたかとい
うことに対しては、先ほど中曾根長官からお答

えがあつたようでございすから、そういうよう
な点でいろいろ問題があるということございま
すが、いづれ後列理事会において協議したいと、
こう思ひますので、よろしく。

○矢田部理君 私はもとと一括法案については
必ずしも賛成ではないのですが、政府の一括法案
に対する説明のようであるとするならばそこに合
ましむべきものであるという趣旨でございすか
ら、そのように御理解をいただきたいと思つてお
ります。

それで、長官に締めくくりに伺つておきたい
と思ひますが、いま幾つか少しくどいぐらひの
いろいろな議論をしたわけでありまして、やはり
この問題点の解明はなされてない。非常に運用
で気をつけるということは、逆にいろいろな問題
が、現場の恣意的判断や司法との関係等々が出て
くることでもありますので、この点は時間がなか
つたから認めちやつたんだということでは、実は
国民の重大な権利と義務にかかわる問題であり
ますから、許されないうわけでありまして、その点
ひとつ再検討を行つたとしても、あるいは政府部内
でもいいただきたいと思ひますが、いかがでしょ
うか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 法律の規定によりま
すと、矢田部さんも御存じのように、宣言的な条
文もございすし、教育的な場合もあると思ひ
でございます。それで、運輸当局としては自己責
任で点検し整備してもらつて、そういうことが趣旨
で、必ずしも罰則を適用するというのが本意では
ないといふことを考えております。そういう点も勘案
いたしまして認めたわけでございすけれども、
自由民主党の内部におきましてもいろいろのお考
えがあるようでございすので、国会における審
議をよく見守つてまいりたいと思ひますし、ここ
で政府が答弁したことはこれは厳格に守つていく
べきである、そういうふうに思つております。

○矢田部理君 政府の答弁だけでは法律上不安が
あるし、そのとおり法律が適用されるということ
には必ずしもならないわけなのでありまして、依

然として問題を感じるわけでありますが、次の質問の予定もありますので、その方に移したいと思っております。

○矢田部理君 なるほど許可からの解放という面の一部共通する点もあるかと思ひますが、この法案は、同時に単なる許可からの解放、自由化というだけでは済まされず、より基本的な問題が含まれているように思われるわけですね。言いかねば通信回線のあり方についての大幅な変更を伴うもの、あるいはまたその端緒となるものではないでしょうか。

○政府委員(守住有信君) 第二臨時行政調査会の第三部会の中で行政事務の簡素合理化という角度での御審議がなされておりました。その中で国民生活といった国民経済に必要な対応を要するものという項目の中で、このデータ通信の自由化と申しますか、その問題が取り上げられたわけでございます。要するに四十六年にデータ通信制度というものが公衆電気通信法の中でできたわけでございますが、その後のコンピュータの高度な発達、あるいは分散処理等の面、あるいはまた通信技術の発達、そういうことで現在のいろいろな個別認可等の制約があるわけでございますが、その制約をもっと自由に、使い勝手がいいようにという御趣旨での御判断というものが出たわけでございます。私もその答申を踏まえましてデータ通信回線利用の自由化というもののためにこれを法律案として考えたわけでございます。

御承知のとおり、この答申を受けまして、政府全体としてこれを最大限尊重して法的措置等必要な実施を行う、こういうことでございますので、その許可制あるいはまた第二の答申、こういうものと内容、趣旨等を共通にいたしておきますので、今回の一括法に公衆法のデータ通信自由化の問題につきましても含めた、こういう次第でございます。

○矢田部理君 なるほど許可からの解放という面の一部共通する点もあるかと思ひますが、この法案は、同時に単なる許可からの解放、自由化というだけでは済まされず、より基本的な問題が含まれているように思われるわけですね。言いかねば通信回線のあり方についての大幅な変更を伴うもの、あるいはまたその端緒となるものではないでしょうか。

いうふうにも考えられますので、一括法案としてこの部分はまとめたことについてはむしろ問題があるというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(守住有信君) 先生御指摘のような面と申しますか、私も、このコンピュータと通信技術の発展あるいは将来の情報化社会あるいは情報通信社会と申しますか、そういうものを念頭に置いたときに、単にデータ処理のための自由、回線利用の自由というだけではなくて、新しい民間の活力を持った高度通信のための通信業の出現というものが想定されるということを実は問題意識として持っております。アメリカ等ではVANというふうにも称せられております。ただし、これはいままでの、日本の現在の通信法制度の中では、こういう分野につきましては電電公社、KDDだけが行うという公衆通信事業体でございますが、新しい通信事業体の出現という問題でございますので、この問題につきましては非常に基本的な先生御指摘のような問題を含めておる。

したがいまして、電気通信秩序の中の公共性なり、通信の秘密の保護体制なり信頼性なりを十分踏まえた制度、枠組みでなければならぬ、こういう考え方でいろいろ構想は持ったわけでございますが、政府内部のまだ意見一致という状況でございませんで、現在ある公衆電気通信法のデータ通信制度の枠内で共同使用、他人使用、相互接続等の枠の中のいろいろな制約のある認可手続等を緩和する、こういう枠の中だけでの問題でございまして、前段申し上げましたような問題を含めておれば、これは非常に通信政策、通信制度の抜本的な問題になる、このような問題意識を持つておりますけれども、今回の内容にいたしておりますのは、データ処理のためであれば現在の回線利用制度のいろいろな諸制約を緩和する、こういうものでございまして一括法になじむ、また目的、手段等を共通にする、こういうことで一括法に入れさせていただいた次第でございます。

○矢田部理君 特に現行法令の枠内で処理するんだということでありますが、法律の枠内とは言いがた、相当重要な部分を省令でこれから決めていくということにならうかと思うんですが、その内容がまだ定かでないわけですね。特にデータ通信の自由化問題については、自由民主党の政調会から中曽根長官の依頼に基づいて意見調整をやった文書があるわけでありまして、これなどを読んでみても、こんなことが現行法令上できるんだらうかというようなくだりがあります。たとえば「業務上緊密な関係にある中小企業者のために使用されるものに限り、一定の条件の下に、他人の通信の媒介を認めるよう措置すること」とあるわけですね。現行法令では通信の媒介を行う他人使用は認められていないでしょう。それはいかがですか。

○矢田部理君 いま説明がありましたし、私も申し上げたように、通信の媒介を行う他人使用というのは原則禁止なんです。例外的に認められる場合がある。その例外条項は五十五條の十三のいまの規定であります。災害などが考えられるわけですね。しかしその基本は、その条項にもありますように、公共の利益ということに合致する場合にのみ認められるということに合致しているはずなのであります。この田中政調会長が出した中小企業者のために使用されることが公共の利益だというのは、いかにもこれは解釈上無理があるので、そういう省令の制定はできないんじゃないでしょうか。

○政府委員(守住有信君) これは公衆電気通信法の五十五條の十三でございますけれども、データ通信のための特定通信回線の利用につきまして「他人使用の制限」という条項がございます。その中で、第二項でございますけれども、禁止ではございませんで、一部のものにつきましては例外的にこれを認めておる法律上の規定があるわけでございます。御案内のとおり、「特定通信回線使用契約者は、公共の利益のため特に必要がある場合で郵政省令で定める場合に該当するとき、及び公社又は会社と前項」というのは第一項でございますが、第一項の「契約を締結し、その契約に従つてする場合を除き、業としてその電気通信回線を用いて他人の通信を媒介し、その他その電気通信回線を他人の通信の用に供してはならない。」この二つのケース以外は禁止でございます。したがいましてこの規定全体も「他人使用の制限」と、こういうことになっておる次第でございますが、その中の第二項の「特に必要がある場合で郵政省令で定める場合に該当する」と、これの範囲内で、ただし第一条の公衆法全体の目的、いわゆる電電公社あるいはKDDが果たすべき公衆通信事業者としての職務と申しますか業務、そういうものとの調整を十分念頭に置いてこの省令を定めていかなければならない、こういうふうにご考慮しておる次第でございます。

○矢田部理君 なるほど許可からの解放という面の一部共通する点もあるかと思ひますが、この法案は、同時に単なる許可からの解放、自由化というだけでは済まされず、より基本的な問題が含まれているように思われるわけですね。言いかねば通信回線のあり方についての大幅な変更を伴うもの、あるいはまたその端緒となるものではないでしょうか。

わけでございます。いわば共同使用の場合は電
電公社と共同使用される企業等が直接契約をなさ
るわけでございますが、他人使用の場合は計算セ
ンターと公社との契約の回線を顧客等がお使いに
なる、こういう仕組みでございますので、その性
格、趣旨が基本的に違つて認識いたしております
けれども、実態上そういうアンバラと申します
か、が出てくるというのは問題ではないか。特に
また、そういうものが広範囲な中小企業という
のを背景にしておるし、中小企業の問題という
のはやはり通信政策全体の中でまた重視してし
かるべきではないか、こういう背景をもちまして
この裁定が出たというふうに私は受けとめてお
るわけでございます。

したがって、この具体化に当たりまして
は、そういうものの範囲なりあるいは基準などを
含めまして、認める条件につきまして、これはや
はりどうしてもシビアなものにならざるを得ない
と考えておりますけれども、裁定の趣旨を十分踏
まえて今後検討していかねばならぬ、このよ
うに考えておる次第でございます。

○矢田部理君 言われるように、大企業は共同使
用ということでやられる、しかしなかなか中小企
業はそうばかりもいかないということがあつて、
この種事項でいかにいう考え方が出てきたこ
とは私も理解できないわけではない。また、中小
企業について、大企業だけに共同使用を認める、
実際はそれから排除されるといいますか、それが
事実上できないですね。中小企業対策を一定限度
で考えなきゃならぬということは全くわからない
わけではございませんが、ただ、現行の法制
でできる限界というのがあるわけですね。つま
り、五十五条の十三を讀んでみても、やつぱ
り公共の利益のためにそういうことができない
だ、そこを中小企業のためにできさせるために
法制上非常にむずかしいのではないかと私は思
われるわけです。

私が問題提起をしたい主眼はしたがつてそこ
にあるのではなくて、もともとこのデータ通信の自

由化問題についての基本政策、これが本格的に確
立しないまま、この田中政調会長の考え方の中
も出てくるわけでありまして、臨時暫定的にと
か、今後この自由化のあり方について改めて早急
に結論を得るよう努力されたいとか、あるいは
公社との調整を行うとかいうことで残された課
題、あるいは持つてくる本質的な問題が余りにも
大きい中で、そこら辺の基本問題を十分に論議し
ないまま、あるいは最終的に煮詰まらないままこ
ういうことに走ることに大変問題がある。いず
れにいたしましても、この問題は私は全く素人であ
りますし、どうもデータ通信の自由化の問題は、
何回も私も話を聞くのでありますが、なかなか実
感的に受けとめられないわけです。

したがって、結論的に申し上げたいのは、冒頭
にも言いましたように、こういう専門的あるいは
技術的な問題が内容になる法案についてどうして
通信委員会に持つていかねかつたのか。先ほどの
道路運送車両法はこつちでやるべきものをなぜ運
輸委員会に持つていつてしまひ、こつちでやるに
は少しく荷が重いなと思われものを通信委員会
からこちへ持つてきてしまひ、こういう一括処
理のありよう、くくり方には私は問題があるとい
ふふうに思ふわけですが、その点いかがでしょ
うか。

○政府委員(佐倉尚君) 車検の問題をこの一括法
案の中でお願ひするということにつきましては、
これ先ほどのいろいろ答弁と重複するわけでござ
いますけれども、やはり運輸技術審議会等の御答
申がございまして、そういうものを実施していく
ためには専門的、技術的な問題が入つていくとい
うことで、道路運送車両法の改正として一括法か
ら外しまして単独法でお願ひする、そういうもの
で一緒にお願いするということにしたわけでござ
います。

それで、ただいまデータ通信の問題がなぜ公衆
電気通信法、これほどの問題を一括法に入れたの
かという御指摘でございますけれども、先ほど電
政局長から御答弁がありましたように、この公衆

電気通信法の今回の一括法の中における改正とい
うのは、かいつまんで言いますと四点ございま
す。これは、特定回線共同使用契約の申し込み個
別認可の廃止、これは五十五条の十一でござい
ます。それから二番目に、公衆通信回線契約に係
る電子計算機等の共同利用の制限の廃止、これは
五十五条の十八。それから三番目に、他人使用の
特定通信回線と他人の設置する電子計算機等との
接続の容認、これが先ほどの五十五条の十三の二
でございましてけれども、それから四番目が、公衆
通信回線と特定通信回線との相互接続の問題で
ございまして、これが五十五条の十五、十六とい
うことでございまして。

これらの改正は、先生の御指摘のように、国民
経済に与えるいろいろな影響等がございまして、そ
れが先ほどの大企業と中小企業というものの観点
にも通ずるわけでございましてけれども、この公衆
電気通信法の一部改正は、ただいま申し上げまし
たように規制の緩和、個別認可の廃止といった
ような行政事務の簡素合理化であるところの許認
可事務の規制の緩和あるいは廃止ということでご
ざいますので、一括法としましてまとめさせてい
ただく趣旨、目的に合致しておるといふことなの
でこの一括法に入れたさせていただいたというわけ
でございます。

○矢田部理君 必ずしもいまの答弁には納得しな
い。したがって、また当委員会でも連合審査とい
うことで考えていただいているようでありまして
この程度にいたしますが、もう一点だけ郵政省
に聞いておきたいのは、一般の電話利用と、いま
問題になつておる通信の自由化問題に関連して、
専用線を借りた場合、料金的には、これはすく平
場と比較できるかどうかわかりませんが、どんな
違いが出てくるでしょうか。

○政府委員(守住有信君) これは、歴史的に見ま
すと電話の専用線、まず電話時代が基盤でござい
ましたので、電話の専用線から始まるわけでござ
います。電話の専用線につきましては、まず定
額制ということを経金制度上従来からとつており

まして、それが一日当たり百分使用されておると
いうのを一つの計算のめどにいたしまして定額制
を決めておるわけでございます。ところで、コン
ピューターが発展いたしましたので、コンピューター
と電話回線等の接続ということの時代になつてま
いりましたときに、いわゆる特定通信回線、実は
これはデータ通信のための専用線とお考えになつ
ていただければ結構でございますけれども、それ
と全く同じ定額制、こういう料金制度でいままで
も、いま現在もいつておる、こういう状況でござ
います。

○矢田部理君 きょう私は説明をある程度受けた
わけでありまして、一般電話利用の場合で、専用
線との比較において百分を超えた場合は専用線が
非常に安くなるというふうに向つたのですが、い
かがでしょうか。

○政府委員(守住有信君) その回線を共同利用等
で高密度利用になる、あるいは高速利用になると
いうふうなことで、百分以上になればそれは経済
的になるということでございます。

○矢田部理君 そうなつてきますと、今後自由化
問題が本格的になつてきますと、企業グループな
どは一般の電話利用よりも専用線を使った利用方
式の方がはるかに割に安くなるということも考え
られるわけなので、そういうことになつてきます
とやつぱり電電公社の経営そのものにもいろんな
響きを持つてくる。企業がずうつとそちらにな
れるということにもなりますれば経営上の問題が
出てきしまいかという心配もしているわけであ
る、その点はいかがでしょう。

○政府委員(守住有信君) これは公衆電気通信、
電話等、データ通信も含めましての全体の問題に
なるわけでございましてけれども、現在は、まず遠
距離が高いという問題が日本の全体の電気通信の
料金体系の中に非常に大きな問題としてあるわけ
でございますが、したがっていまして電話の料金を基
本として専用線を決めておりますので、専用線自
体についても遠距離が高い、こういう問題がござ
います。

ただ、データ通信の方、これは回線サービスの方でございすが、電電公社の収入といたしましては、ネットワークあるいは高密度利用ということでシステムが六千システムにもなっておりますけれども、この回線収入というのは年間二〇〇%ぐらいのスピードで非常に伸びておると、電話の方の収入は三%、四%とある程度の成熟時代と申しますか、入りつつありますけれども、データ通信の回線料金の方では非常に伸びが高いというのが一方であるわけでございすが、しかしながら、今後電電公社自体もいわゆる電話のアナログ回線の時代から、高速で高信頼性のあるデジタル化の道というものをどんどん進めておるわけでございまして、このデジタル回線の普及によりまして、従来のような料金体系からいわゆる情報課金と申しますか、そういう発想に変えていかなくてはならないという問題もあるわけでございまして、この点につきましても、郵政省なり電電公社と一緒に料金問題につきまして、学者その他実務家の方が入っていただきまして研究会を設けて、現在進行中でございすけれども、こういう問題についても、全体の問題と特定通信回線の回線料金問題等々もあわせて整合性を持った研究をしていこうと、このように考えておる次第でございます。

○矢田部理君 そろそろ時間が来ましたのでまとめたいと思いますが、そのほかいろいろな問題が実はあるわけですね。たとえばCITTの勧告とかかわりの問題。本格的な自由化になった場合に、外資などが入ってきて、それとかかわりが一体どういふふうになるのかというような問題等も含まれておるわけですね。いずれにいたしましても、よりデータ通信の自由化問題などについては、やっぱり基本的な政策、考え方をきちっと立てないと、それを立てずして部分的に問題を処理していくということになると非常に大きな問題の場合によつては将来に禍根を残すというようなことにもなりますので、その点で私は、やっぱり基本政策をきちっと立てる、特別立法なども検討

されておつたようでありすけれども、そういうことを急いでほしいということを特に要望しておきたいと思ひます。

それから中曽根長官に特に指摘を申し上げたいわけでありすが、もう一点、実は電源開発立地にかかわる許認可業務をもうちよつと精神的にやる。もたれ合いなどをなくして迅速に行うべしという答申が出されておるわけですが、実はこの答申にも、環境を守るとか原子力の安全性を考えると、立場から言うところの迅速化の議論というのは大変問題が多いわけでありすが、本来的に言えばこの点をもうちよつと私は時間をいただいて議論をしたかったのでありますが、議論はまた別の機会に譲ることにいたします。

ただ、共通して言えることは、先ほど冒頭に指摘をいたしました道路運送車両法で罰則を設けたのも、どうも業界の圧力が非常に強い、いろんな癒着や問題も取りざたされておるわけでありすが、これも、そのためにあつた罰則を入れた疑いが非常に強い。それからデータ通信の自由化問題も、基本政策を十分に確立しないまま、言うならば財界の圧力、企業の要請、通産省の力、これが働いて動いた形跡が感じられる。さらには、最後に電源開発の問題もそうなんです。電力関係の需要団体から再三にわたつて要請があつた。それを受けた形で電源立地等が迅速にできるだけ早目に許認可事務をやつたり処理すべし、こういう臨調答申になつてあらわれておる。こういう背景があるように思われるわけです。

こういう点で、いずれも業界とか財界から非常に強いプッシュがあつた。表向きは許認可事務の自由化とか簡素化だとかいふことを言ひながら、その背景が非常に気になるわけでありすが、その点をわれわれは察して、どうもやつぱり財界主導型じゃないかといふことを指摘したいわけでありすが、その点今後やつぱり長官としても、そしてまた臨調としても十分に心して対処をしていただきたいといふことを特にお願いをして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○峯山昭範君 それでは、午前中ちよつと少ししか時間がございせんので、初めに大臣にお伺ひしておきたいと思ひます。

鈴木総理が政治生命をかけるまで言明されまして行政改革、この七月いつぱいをめどにいたしまして、それぞれ最後の検討課題に臨調の方も入つておるようでありすが、先ほどから答弁もございしましたが、その最後の詰めの作業が行われておりました、七月いつぱいには最後の答申が出されるようでありすが、そういう点からいいますと、行革いよいよ本番であります。その本答申を前にいたしまして、担当大臣でございすが中曽根大臣の決意を初めに伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根康弘君) 国民の皆様方やジャーナリズムや各党各派の御支援をいただきまして、行革もいよいよ本番に差しかかりまして全国民注視の的であります。自由民主党といたしまして、また鈴木内閣といたしまして、厳粛に国民に公約したことをいよいよ実行する段階になりました。私たちも答申をいただきましたならば誠心誠意これを実行に移すように努力してまいりたいと存じております。

○峯山昭範君 確かに大事な問題であると思ひます。政府といたしましてこの答申をどのように尊重し、そしてどのように具体化していくのかという問題は非常に重大な問題であらうと思ひます。そういうような中から本当は具体的に、先ほどの法案の分割とか一緒にするのかどうかという問題とあわせて非常に大事な問題なんでありすが、そういう問題は別にいたしまして、最近総理の発言の中に、答申については段階的に実施したいといふような発言があります。それからもう一つは、これは自民党の首脳の発言として、いわゆる七月の基本答申を一括処理するのは見合はせよとか、そういうふうな意味の発言があるわけでありすが、これは非常に重大な問題であらうと思ひます。こういうような発言とあわせて、いまの長官のこの実行という問題と絡んでくるわけでありすが、これらの臨調の答申を政府としてど

う尊重し、どう具体化していくかという問題がこれから非常に重要な問題になってくるわけでありすが、この問題についての長官のお考えも伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根康弘君) 今期待される答申は非常に重大な内容を持つておるものであると思ひます。それだけに、答申をいただきましたらよく点検をいたしまして、そして従来どおりこれを最大限に尊重して速やかに実行に移す、そういう基本姿勢を貫いてまいりたいと思ひしております。

○峯山昭範君 それと、次にこれは臨調スタートのときの総理並びに中曽根長官の決意であつたわけでありすが、いわゆる増税なき財政再建というものが、これはもう土光会長のこれを貫くという姿勢が何回も打ち出されました、また中曽根長官もこのことについては何回か発言をしていらつしやいます。

そこで一つは、この七月の基本答申の理念でも、やつぱり厳密な意味では増税なしというふうな方針が貫かれておるような話は何回も出ております。それからまた、それを避けてほしいというふうな政府の要望もあるやに聞いております。この点はどうかというのがまず第一点。

それからもう一つは、歳出削減策は政治的に実現可能なものに限定すべきである、こういうふうな意向を非公式に臨調に伝えていると、こういうふうな新聞で報道されておるわけでありすが、こういうふうな事実関係とあわせて、この増税なき財政再建という初めの所信とかかわり合ひですね、これについてどうお考えなのか、これも一遍伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根康弘君) 委員会の審議におきましては、増税なき財政再建を貫くという基本姿勢は変わつていないと考えております。

それから歳出削減につきましては、これは昨年七月十日の答申もございすし、それからいま今日におきましてまたいろいろ検討を加えられておるところでございすけれども、やりやすいも

のだけをやると、そういう考えは毛頭ございませ

○**峯山昭範君** 最近の財政再建策というのは非常に厳しい状態になってきているようであり、大蔵大臣の発言によりますと、三兆円を超す歳入欠陥が出てきているようであり、そういう問題と絡んで、これは非常に重要な問題になってくる可能性があります。この点についてはきょうは主題ではありませんので、大臣にお伺いするのはやめておきたいと思います。

次に、五月十一日の閣議で、いまの本答申の中に各省庁、特に具体的に名前も出ているわけであり、各省庁の統廃合という問題が伝えられております。そういうような問題に閣議をいたしまして、それぞれ大臣から相当の発言があったやに新聞に出ております。

新聞報道によりますと、田邊総府府総務長官からは、沖縄開発庁と国土庁を統合することが閣議で検討されているようだが、沖縄県民に不安を抱かせないよう配慮してほしいとか、箕輪郵政大臣から、私の地元は北海道開発庁と関係が深く、省庁の統廃合問題で閣議が自由に発言してよいというのなら私も言いたいことがたくさんあるとか、これはこのとおりあったのかどうか分かりませんが、いずれにしても現職の閣僚が大なり小なりこの閣議の審議に對しましてそれぞれ発言をしているようであり、または長官からも、この問題については静かに答申を待ってもらいたいという発言もあったやに聞いておりますが、こころの隅の隅までどうお考えなのか、そのいきさつ等もあわせてお伺いしておきたいと思います。

○**國務大臣(中曾根康弘君)** 閣議におきまして一部の閣僚から伝えられるがごとき発言がございまして、閣議の内容をここで公開して申し上げることは差し控えていただきたいと思います。ただ、申し上げたいと思っておりますことは、閣議が誠心誠意努力に努力しているところであり、また、党あるいは内閣の側において事前にこれに影響を与えるような、あるいはプレッシャー

をかけるがごとき態度は望ましくなく、できるだけ閣議側のお考えを盛った純粋な手あかのつかない答申をいただくことがわれわれの本旨である、そういう意味において各閣僚とも自重してもらいたい、みんながまんすればこわくないと、そういうことではない、そういうことを申し上げた次第であります。

○**峯山昭範君** 国民の立場からいいますと、要するに福祉とか教育とかいう面が第一次答申で国民の方はもう先がまんをされているわけであり、すので、そういうふうな意味では本格的な答申の中で、いわゆる機構改革とかそういうような問題でそれぞれ閣議の答申が十分実施されないというふうなことはやっばり困るんじゃないか、そういうふうに思っています。私たちが、いろいろな問題がありまして、今回のこの行政改革の問題につきましましてはいろいろな角度から賛成をしてみたり、多分無理な点がありまして、その精神を生かして、何とか今回の行政改革を成功させなければならぬ、こういう精神でやってみよう、たわけであります。

そこで、先ほどから車検の問題はございましたが、この問題も中曾根長官の先ほどの発言を聞いておりますと、どうもつきりしないわけであり、ふうなことをおっしゃっておりますが、それはそれとして、やっばり閣議のいわゆる行政改革を進める上でも少しPRが不足しているんじゃないか。最近はどうも行政改革の熱がさめてきたように私は感じているわけですが、実際問題として、それで、これはもう少し国民に対するPRもあり、すし、やっばりるところだけとらえて、痛い目は国民だけ遣って、いわゆる抵抗するところは徹底的に抵抗する、というんでは困るわけです。

そういうふうな意味では、もう少し国民の世論の結果というのがどうしても必要じゃないか、そういうような意味でまだPRが不足しているんじゃないか、私はそういうふうに思うんですが、そこら辺のところ、大臣はどういうふうにお考えに

なっているのか。もう少し国民の理解が得られるようないわゆる話し合い、PR、どういふことを考えればいいのか分かりませんが、マスコミ等も十分使って、あるいはそういう宣伝物等も含めて行革に対する国民の熱がより以上私に盛り上がるような対応をとっていただきたいと思うんですが、そういう問題について大臣はどういうふうにお考えになっているのか。これも一遍お伺いしておきたいと思っておりますが、どうでしょう。

○**國務大臣(中曾根康弘君)** おっしゃいますとおり、PRが不足しているということは私も痛感しております。ただ、最近はいよいよ胸突き八丁にかかりまして、新聞の皆さんも異常な取材熱を持って取材をいたしておりますが、そういう新聞やテレビの方の取材だけでなく、大事な国民の皆様、特に家庭の主婦の皆様方等に対する御理解をいただくことがまだ足りないような気がしております。東京の市民を中心に、自発的に先般海運会館で七百人ばかりお集まりいただいて、土光さんを激励する会というふうなものがございまして、また八月四日には日比谷公会堂を借り切つて、その人たちがさらに拡大して市民の行革を叱咤激励する大会を開くというお話も最近承りました。こういう自然発生的な力が盛り上がっているというところは、国民の皆さんが内心に今度の行革が重大であつて、それをやらせなければならぬという御決意があるということを感じさせるものがございまして、そういう自然発生的な御熱意と比べて、われわれがいまの国民の皆様方の、特に主婦やその他の方々に対してPRする力、到達する力が足りないのをいかにしてこれをやったらいいか、私たちがさらに深刻に考えてやっていたいかなければならない、そう感じております。

○**峯山昭範君** それから先ほどの中央省庁の統廃合の問題ですが、これは先ほどから大臣の答弁もありましたが、さらにもう一歩突っ込んで大臣のお考えをただしておきたいんですが、現在出ておりますのは、国土庁ですとか北海道開発庁とか、

あるいは経済企画庁とか沖縄開発庁、あるいは行政管理局、総府府人事局あるいは人事院の一部を統合とか、こういうようなのが名前に出てくるわけであり、いわゆる各省庁間の縄張り意識——実は大臣、大臣が閣議でくぎを刺されたのは、それはそれなりに私は意味があると思うんですね。私は、それ以上にやっばり一番のあれは、官僚の抵抗もあると思うんですね。やっばり、そこら辺のところにももう少しくぎを刺さないとけないんじゃないかと。大臣が閣議でいろいろなことを言うのは、もちろん地元の意識もあつて言うかも知れませんが、それより以上に、やっばりそれぞれの官庁の官僚のいわゆる人知恵と言おうか、そういう抵抗が強いんじゃないかと、現実に私はそういう声も聞いておりますし、そういう動きが現実にあるわけですね。そういうような問題についてやっばり事前にもう少し手を打っておく必要があるというのが一つ。

それから、もし出てきた答申に対しては、もうそれこそ勇断を持って実現すると、そういう決意がないと、これはもうそこだけ飛ばしちゃつていわゆる閣議の答申を法案として出すということになつてしまいます。そういうような意味では非常に大事な問題だと思ふんですが、大臣、この点についてはどうお考えですか。

○**國務大臣(中曾根康弘君)** 御指摘いただきましたように、国民はもうすでにがまんしたので、今度は公務員ががまんする番だと、そういう御指摘は私は確かにそのとおりであると思ひまして、官公庁の改革の問題については、閣議から答申が出てまいりました場合には公務員ががまんをしてもうように、各責任者、大臣、次官を初めといたしまして、大いに協力してもらつていただきたいと思います。閣議の官房とも総理とも話しておいて、必要な対策を講じてまいりたいと思つております。

○**峯山昭範君** ぜひその問題は強硬に取り組んでいただきたことを要望しておきたいと思ひま

す。

それから大臣、第一次臨調の答申のときと違ひまして、今回の臨調の答申に對しまして、大臣の希望として、これはそういうことなのかどうか私わがかりませんが、いわゆる実現可能な答申をというのが大臣の希望やに聞いておりますが、これはそのとおりなんでしょうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 昨年臨時行政調査会が発足したときに委員、専門委員の皆さんに私が申し上げた中で三つの点がございまして、その一つは、官民協調をやつてもいい、初めから役所を敵に回すような小さな根性ではだめです。それから自分たちの所属を離れて大局的見地に立つた御判断を願いたい。それから実現可能でしかも国民の皆さんからよくやつたと、そういう評価される案をおつくりくださいと、初めからできもしない案を出してもらつたつてこれはだめです。やはり射撃場内にあつて、もう汗みどろ一生懸命やればできる仕事で、しかも国民からよくやつたと、そういうものを出し願いたい、そういうことを申し上げました。

○山田昭範君 大臣、それは確かにそのとおりで、私は大事な問題であらうと思ひます。

ところが今度は臨調の中に、最近、この実現可能な案をつくるためにという口実のもとに、この本答申の最終段階に入つて、いわゆる政府・自民党とのすり合わせをやる必要があるということ、この改革案の中身についているんなすり合わせが行われているようでありまして、これは大臣はどのようにお考えなんでしょうか。実際問題として非常にむづかしい問題だと私は思つておりますが、そこら辺のすり合わせは当然やるべきとお考えなのか、あるいはやるとすればどういふふうに対応すべきなのか、あるいは野党に對してはどういふふうにお考えなのか。いろいろな問題、電電を初め第四部の三公社の問題とかそのほか機構改革の中の本省庁の統廃合の問題等、非常に大事な問題がありますね。実現可能な問題と、そのすり合わせという問題、あるいは

その相手との問題、これは大臣はどのようにお考えなのか、それも一遍聞いておきたいと思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) その点は臨調の皆さんが自主的に御判断になつておやりになることで、われわれが側面からとかかく申し上げることはございせん。しかし、臨調の皆さんがすり合わせを必要とする、あるいは関係者の意見を聞きたいと、こういう場合に便宜を供与するということは十分やっております。臨調の皆さんがそういうふうにいる意見交換をなさるといふことは、私はむしろ歓迎すべきことであると思つております。いづれ案ができましたら、野党の皆様方のところにもその案について御理解をいただくように御説明に上る機会があるだろうと思つておりますし、また、その以前におきましても関係諸団体の御意見はよく拝聴していききたいと思つております。

○山田昭範君 それでは、午前中の最後として伺ひしておきたいんですが、今回いわゆるその基本答申に盛り込まれた議題というのがあります。これは大臣でなくとも結構ですが、大臣御存じでしたら大臣からお答えいただければ結構ですが、今回、答申三十六項目中、何か二十四項目を基本答申の中に盛り込んで七月の答申の中に入れるというふうになっておりますが、それから以後の問題ですね、これはどういふふうにお考えなのか。そして、それから本答申された以後のいわゆる手続、手続等についてはどういふふうにお考えなのか、この二点伺ひしておきたいと思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 臨調は、皆さんでスケジュールをお話しになりましたときに、この七月答申、そして最終的には来年の三月答申ということをご希望しておりましたが、臨時答申をするという基本原則もまた持つておりました。したがつて、この七月の作業ぐあいによりまして、もし七月答申に漏れたものがあつたならば、これは三月に回るといふこともあり得ましようが、しかし三月では遅過ぎると、また一応三月に初め予定して

いたことでも繰り上げてやる方がいい、そういうものがある場合には秋に、その中間に臨時答申といふことで答申される可能性もある。いづれこれらはすべて臨調が御自分で決めてなることである、そういうふうにご考慮しております。

○委員長(遠藤要君) 午後一時から委員会を再開することとして、休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後一時一分開会

○委員長(遠藤要君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○山田昭範君 それでは順次質問をしてみたいと思ひます。

初めに、これは午前中にも多少議論になりましたけれども、今回の法案提出と関連をいたしました、どういふような場合に一括法案として提出するのか、あるいは単独法案として提出するのか、その基準はどういふふうになつてゐるかという問題について質問をしたいと思ひます。

政府は、法律改正案を国会に提出するに際しまして何を一括し何を単独法案にするかについては、従来の経緯を見てまいりますと、政治的な考慮を先行させ、一貫した基準、原則を持ち合わせていないように思ひます。昨年暮れの臨時国会におきまして、行革国会の名のもとに教育、福祉などのあらゆる行政分野にわたるものをすべて一括して行革関連特別法案として国会に提出した経過がございまして、今回臨調の第二次答申、今回の法案の許可に關する整理合理化法案であります

が、これを答申を受けまして、二月の十五日に自民党は行政調査会において次のような決定を行つております。

その決定は、臨調第二次答申については大筋を了承し、これを尊重しつつ、今国会において法律改正を行うため法律案作成作業に入る、法律案は原則として一括で処理したい、このようにわざわざ原則として一括で処理したい旨をうたいながら、結局臨調第二次答申指摘事項中、法律改正を要するもの十法律のうち道路運送車両法の一部改正案、電波法の一部改正案の二法律は単独法案となり、残る八法律のみが一括となつたわけでありまして、そしてまた、このような結論に至るまでには公衆電気通信法の一部改正案を単独提案とするよう郵政省側からの強い働きかけがあつたと聞いております。そして、道路運送車両法の一部改正案が単独提案と決まつた時点ですでに過料十萬円の規定の追加というふうな今日の事態が予想されたとの行管庁筋の観測もありました。

従来、国会答弁では、内閣法制局は一括法案の基準として次のように述べております。内閣法制局として一応三つの基準というものを立てております。第一には、法案に盛り込まれた政策が統一的なものであること。その結果として法案の趣旨、目的が一つであると認められる場合。第二は、内容的に法案の条項が相互に関連して一つ一つの体系を形づくつてゐると認められる場合。第三は、これは實際上の理由であるが、やはり関連を持つて国会の委員会であるだけ円滑に審議していただくという見地から、原則として一つの委員会の所管に属する範囲内のものでまとめる。無論これは例外はあるけれども、できるだけそういう原則をとる。しかし、このような法制局の見解は、あとで考えた理由づけとか受け取れないわけでありまして、従来の事例を見ると、この第三項目の例外的な処理が多過ぎるに思ひます。

そこで、私がいまこのことをあえて取り上げましたのは、この七月の臨調の基本答申を受けた際、政府がその実現のための法案をどういふ形で提出するのかの態度とすつ結びついてくるからであります。昨年の行革国会のようにすべてを一括法案というふうな形にしてゐるのか、あるいは今

回のようにばらばらにしてしまうのか、こちら辺の原則的な問題について行管庁の所見をお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(佐倉尚君) 一括法案、どういふものを一括するかということに關しまして、ただいま先生からお話のございましたように、法制局の方から見解が三つの点で示されておることでございます。今回のこの一括法案は、この三つの原則のうちでは法案の趣旨、目的が一つであると認められる場合ということに概略当たるのではないかと、いうふうに考えております。

それで、ただいま御指摘のとおり、臨調の第二次答申の法律改正事項の必要な十法律のうち八つをこの一括法案の中に盛り込んだわけでございますが、先生お話しのように、自動車 の点検の問題、車検の問題、それと市民ラジオの免許、この二問題につきましては単独法で出ささせていただいたわけでございます。道路運送車両法の一部分改正として出した車検の問題はそうでございますが、これは、この臨調答申をやるに当たりまして運輸技術審議会等の御答申もございまして、かなり専門的、技術的な内容が付加され、それと一緒に法改正が必要であるという観点に立ちまして単独法で出させていたということになったわけでございます。

それから市民ラジオの免許の件でございますが、これは電波法の改正ということになるわけでございますけれども、この電波法に關しましては、在外公館の外国との相互の關係でございますけれども、両方からその電波を出すようなことができるような國際協定の問題あるいは船員の無線従事者の資格の問題等、別にそういう電波法の改正を要する事項がございましたので、そちらと一緒にして電波法の改正として単独法として出させていたかどうかということでございます。でございますので、臨調答申のうち八つをこの一括法の中に盛りさせていただいたということでございます。それで、この一括法に盛つたということは、先ほど申し上げましたように、趣旨、目的が同一で

あるというふうな考えられるという点に当たっているということ、このような措置でよろしいというふうな考えておる次第でございます。

○**峯山昭範君** これは、本答申になった場合はどういうふうに判断をしますか。今回の本答申、いまやられていますね。これから出てまいりますね、七月には。その場合、これはいろんな問題が、私はあると思うんですね。このいわゆる一括法案にまとめるということも私は大事な問題であると思います。といいますのは、やっぱりこのそれやれ三つの原則で、政策的な問題あるいは内容的な問題等いろいろありますけれども、実際それを実行するというふうな意味では、この委員会の構成というふうな問題も大変大事な問題になつてくると私は思います。

そういうような意味では、断固実践するという決意ですな、たとえ統一、一括にならないにしても、やっぱりどういう形にしろ、それをがっちり実践するという決意は必要だと私は思います。ですから、いわゆる一括にするかどうかという問題とは別なんだというお考えでいらっしゃるわけでしょうか、そこのところは。

○政府委員(佐倉尚君) 行政改革に関する種々の法律を順次改正していく必要が当然生じてくるわけでございます。特に臨調の答申を受けまして、政府としてはこれを尊重してそういう措置をとつていくわけでございます。いま先生御指摘のとおり、これは一括法でお願いするのがあるいはそれぞれ、法律ではそれぞれ、委員会にお願いするのがあるいは、その中身、内容それからその改正する趣旨等によつて決まることでございます。政府としても提案する際にそれらを十分考えて御提案申し上げるわけでございます。

今回のこの措置は、許認可の簡素化と事務簡素化につながる許認可の整理という意味で、この一括になじんだ部分があつたわけでございます。随調答申に即して言えば、十法律のうち八つはそういうことでこの一括法案としてお願いしているわけでございます。ただ、随調答申はもう各般にわ

たつてまいると考えられますので、これをどのようにに政府として今後取り扱っていくかと、法律改正の必要なものをどのようにに取り扱っていくかということは、十分それらを見きわめた上でないといふ申し上げることはできませんけれども、趣旨として申しましては、先生のおっしゃるとおり、たとえ単独法でお願いするにせよ、どのような形でするにせよ、当然それぞれの関連する法律というものを全部ひっくるめて考えまして行政改革というものを推進していくのであるといふうなことが基本的な立場であると存じております。

○峯山昭範君　いまの問題をもう少しあれして言いますが、今回の法案は根本になる法律が許認可ですね、いまおっしゃるように。そして、第一次答申のときには、許認可というよりもいわゆる一般的な政策あるいは内容的に政策的なものがいっぱいあったわけですね、各般にわたる政策がいろいろありますね、言いましたら。それでそれを一括したわけですね、第一次答申のときには。今回は許認可だったので、許認可は許認可関係でまとめられたので、そしてそれを多少はみ出すものを別にしたら、こういうことになりますか。

○政府委員(佐倉尚君) この法律案は、もう御存じのとおり、許認可の部分と法令整理の部分とがあるわけでございますが、許認可のうちには臨調答申に基づくものと政府で考えております許認可整理計画に基づくものとがあるわけでございますけれども、臨調の答申の部分に関して言えば、いま先生がおっしゃったように、この第二次答申というのは特に許認可について御答申をいただいたわけでございますので、そのうち、この一括法になじまない部分を持っているもの、ほかのいろいろな事情もございますけれども、つけ加つたものを単独法の方にお願ひし、その他をこの一括法に入れたという趣旨は、先生の御指摘のとおりであると存じております。

○**峯山昭範君** 余り細かいことをごちよごちよ言
つても仕方がありませんが、いずれにしても一括
法案というふうな形がちつと処理するのが一番

いいんじゃないかという気がしているわけであり
ます。

次に、実効性喪失の法律の廃止の問題について

お伺いをしてみたいと思います。

戦後、昭和二十九年に四百二件の実効性喪失の法律についてまとめて廃止する措置をとったわけですが、今回、この法律で同様三百二十件の法律を廃止しているわけがあります。実に約三十年ぶりに実施するということになったわけがあります。政府は昭和四十三年から四十五年の行革三カ年計画におきまして法令の整理をうたいながら、実際問題としてはなかなか実現できなかったわけがあります。

その際、昭和五十五年三月五日、第九十一回国会衆議院予算委員会第一分科会におきましてこの問題が取り上げられております。当時の質疑から読んでまいりますと、制定時の状況から情勢が變つて不要となつた法律を見直していくのは国会の重要な任務ではないのかと衆議院法制局に見解をただしたのが契機となりまして、政府の行革の一環としての法令廃止についての検討作業及び衆議院法制局での検討作業が並行的に行われまして、両者調整の上で三百二十件の今回の廃止となつたわけであります。

そこでお伺いしたいのですが、その衆議院における質疑の際、廃止すべき法令の例示として、実効性喪失の法律のほか太政官布告、ポツダム勅令、かたかな書きの法律、旧憲法下にてきた法律でいま現在若い人たちから見れば読んで理解するのに大変むずかしい法律等を挙げ、これらをそのものに大まか放置することは立法府の怠慢ではないのかかと、こういうふうな質疑が行われております。今回の廃止、整理にはこういうものにまで及んでいないが、この点、政府側はどういうふうに考えているのかというのが第一点であります。

それから今回対象に挙がっている三百二十件の件を一覧表にしてみました、明治、大正の郡制時代の法律など、よくも今日までこのように古いものをそのままにしておいたのかと感心する

ようなものがたくさんあります。役人というものは新法をつくるにはきゅうきゅうとしてやっているわけですが、法律ができてしまえば後は知らぬ顔という役人かたが、役人風土丸出しであるわけであり、法律の受け手の国民の立場は眼中にない、そういう態度ではないかと私は思うわけであり、

そこで、私は提案したいわけであり、

一つは、今後十年置きに、たとえば昭和七十年とか昭和八十年とかあらかじめ時期を指定して、その年次までの実効性喪失の法令を一括して廃止するよう制度化してみようかというものが一つであります。それからもう一つは、今後新立法する場合にサンセット方式の勵行を心がけ、できるだけ時限立法とするよう法制局としても一段と配慮をするようにしてはどうか。それからもう一つは、行政目的が達成されたかどうかの認定は各省に任せず、もつと国民の意見を反映し得るような民主的な機関の設置を考えてみてはどうか。この三点につきまして御意見を伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐倉尚君) 今回のこの一括法案で盛られております法令の整理の問題でございますが、先生御指摘の二十九年以来のことでございます。二十九年には三百七十五件の法令整理が行われたというふうに私も承知しておりますが、今回は狭義の法律に限りまして、太政官布告あるいはポツダム勅令・政令、そういったものは今回の整理対象からは除かれていたわけでございます。

ただ、二十九年以来のことでございますけれども、いま先生お話しのように、そう長くはあつておいてはいけないんじゃないかというふうには当然私も考えているわけでございますけれども、それで何年置きにやるように制度化しようというお話でございますが、これらにつきましては、あるいは新しく法律をつくる場合にはできる限りサンセットの条項をつけるといったようなことにつきましては、今後とも関係当局とも相談の上に行きましよう。

いろいろ検討させていただきたいというふうに存じます。

それから達成されて実効性が喪失したかどうかというこの判定というものは、これはやはりその法律を所管しております省庁が一番実情をよく知っているわけでございます。この法律の適用対象がなくなったかどうかというようなことはその関係部局が一番よく知っているということでございます。この辺を考へることはちよつと慎重にしたいというふうに考へますけれども、いづれにせよ、この長い間法令の整理という観点から実効性のなくなった法律を放置しておいていいというふうには考へておりませんので、先生のいまのお話、御提案、基本的には十分検討して考へさせていただきますというふうに思ひます。

○峯山昭範君 これは大臣にお伺いしておきたいと思ひます。午前中にもちよつとお伺いいたしましたが、今回の鈴木行革は、総理、中曾根長官の演出の妙もありまして、昨年の三月十八日の総理発言、これは行政改革に政治生命をかけるという発言でありまして、それ以来、行革ムードというのが大変盛り上がりまして、昨年暮れに行革関連特別法案に見られるように、その行革のムードばかりが實際は先行しているように見られるわけであり、そのために、国民一般は経済活動、消費行動を萎縮させ、昭和五十六年度の税収は御存じのようになつたと落ちております。最近の渡辺大蔵大臣の発言によりまして、昭和五十六年度の歳入欠陥は三兆二千億円を超すという事態に立ち至つておられるわけであり、政府は完全にこの見通しを誤つたものと断定せざるを得ないような状態になつておられます。その政治責任というのはこれから国会の中でも相当問題になるのではないかと、こういうふうには考へております。これは、昭和五十九年度までに赤字国債の依存体質から脱却するという総理のもう一つの公約、増税なき財政再建路線、これは完全に行き詰まつたと言わざるを得ないような状況であります。現在

の政治状況は行革を続行し得る政治状況なのかどうかということをお大臣にお伺いしておきたいと思ひます。

それから中曾根長官は、当初から行政改革と財政再建という問題について、行政改革と財政再建とは一線を引いて、財政改革のために行政改革をやるのではない、行革の結果財政が恩恵を受けるというのが筋である、行革は幹であつて財政はその反射的效果を受ける枝か花に当たると、行革には行革特有の原理があり哲学がある、こういうふうにおつしやつてきておられますが、実は鈴木総理は多少ニュアンスが違つておられます。行政改革と財政再建とを不離一体のものとしてとらえ、みずからは意識的に行政改革と、こういうふうにおつしやつておられます。この姿勢が鈴木内閣の姿勢であり、鈴木行革と言われるものであると思ひます。

土光臨調会長も鈴木総理の増税なき財政再建という公約を信頼して老骨にむち打つことになつたと、そういうふうにお伺いしております。行革をしつかりやつて冗費を生み出し、昭和六十年までには財政危機を突破する、これが土光臨調の姿勢であるように聞いております。

中曾根長官は鈴木内閣の大黒柱として、はたまた土光さんを担ぎ出した張本人として、土光会長と心中する旨の意思を何回か明らかにされておられます。この巨大な歳入欠陥を抱えたこれからの財政再建、景気政策など経済のかじ取りの政策転換などもいま云々されておられるときであります。こういうふうな時期に行革についてどういふふうな道をとつていこうか、あるいはどういふふうにお考へになつておられるのか、あるいはこの行革と財政再建の問題について鈴木総理にどういふふうにお進言をしておられるのか、大臣の御所見をお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) いまの状況が行革をやるに適しているかという第一の御質問でございますが、私は、これぐらい国民の関心が高まりを見せたことはございませぬし、国民は行革を

断行せよという声に包まれておると私は解釈しております。行革はいよいよ国民の支援を受けて力強く推進されなければならぬ、またそういう絶好の機会でもあると考へております。厳しくなればなるだけやりみずからを矯め、また試験にこたえていくというのが行革の正しい道であり、またわが国民性でもあると考へております。

私は行政改革という言葉は使わないと、われわれ行管当局は行政改革という言葉を使うと申し上げましたのは、前にもすでに申し上げましたように、行政という概念は非常に広義の概念で、福祉も教育も防衛も外交もあるいは財政も入ると。その大きい意味の行政全般の体質改善をやらうとしておるのであつて、財政はその一部である。しかし、財政問題が急迫してそれに触発されたということも否定はしないし、またその結果、いろいろ官民の機能の分担であるとか、あるいは行政水準の見直しであるとか、あるいは国のめんどろを見る部分と個人が自分の責任で行う部分とか、そういうような見直し等々を通じて財政が非常に助かつてくるということも事実であつて、それまで否定するものではない。そういう意味で大蔵省は財政再建を言うでしょう。したがつて、内閣と総理のレベルで行政改革と申うことは、これは理解し得るところであります。われわれはしかし行政改革と申うことを言つておるのです。そういうことを申し上げておるのであります。

それで、行革デフレという言葉がございましたが、まだ行革も本格的にやらないうちにこういう経済状況になつてきておるのは行革のせいではない。これは世界経済全般あるいは石油危機を何回か受けた後遺症が日本経済に影響を及ぼしておるのであります。行革がデフレを呼んでおるのではない。むしろ行革によつて身ぎれいにして、小さな政府にして、そして健康体を回復するということは景気を呼ぶものになるし、また減税を呼ぶものになる。そういう行革の路線を通じた財政再建というものでなければ、それは粉飾になるであらう。結論的に見て、長い時間をかけて見れば国

民の負担にそれはまたはね返ってくるのであって、費用と効果という面から見ても、いままでの経験で見てよほどそれは戒心しなければならぬポイントである、こう考えておるわけであります。

○**峯山昭範君** 次に、臨調各部会の七月答申に向けての作業の状況等についてお伺いしたいと思ひます。これは午前中にも多少質疑がございましたが、お伺いしておきたいと思ひます。

衆議院の内閣委員会の会議録を先日読んでみましてわかったこととでございますが、中曾根長官は、臨調の七月の基本答申に関する質疑についてはほとんど白紙というふうな答弁で押し切つておられるようであります。何ら具体性のある答弁はしていないようであります。わずかに事務当局者が各部会の作業状況について事務的な答弁を行っているようであります。

中曾根長官の言葉に従えば、今度の行革は明治維新、戦後のマッカーサー改革と並ぶ三大改革とも称すべき大事業である。その大事業のもととなる七月の答申について、この機会に国会を通じて国民にできるだけその内容を伝え、その反響を呼び起こし、国民の支持を求め、その協力を得るといふ姿勢がなくてはならない。この機会を逃せば七月答申前に国民に呼びかける機会を失うのではない。

聞くところは、臨調の瀬島委員以下が、各部会の最後の詰めの作業の一環として、政党関係を含め各方面と裏折衝に当たつておられるように聞いております。この点については午前中もお伺いしましたが、長官はその点については十分御存じだと思います。私も最後の詰めの段階で公表を差し控えなければならぬ微妙な点もたくさんあることは十分承知しているわけでありますが、各部署が現在抱えている問題点、それから作業のまとまりぐあい、まとまりの見通し等について、これは新聞記者会見等で新聞にも発表されて部会報告の概要が出ていますようですが、きょうはこの席上で、現在の作業のまとまりぐあい、まとまりの見通し等についてお伺いしておきたいと思ひ

ます。

それから国会の場を通じて国民に物を言わないでどうして国民の信頼を得られようかということがあります。先ほど大臣から御答弁いただきましたが、財政危機の中から行革に対して国民がさめた気持ちになっている現在、いまこそ行革内容について国民に対して、政府としていまこういうような状況にあるんだということを述べる必要があるんじゃないかと思えますので、そういう観点から、同僚議員に対して午前中も多少経過の説明がございましたけれども、概要をお述べいたしたいと思います。

○政府委員(山本貞雄君) お答えいたします。
臨調の各部会の作業の進捗状況でございますが、午前も御報告いたしましたように、ただいま四つの部会がこの五月末までに調査会に部会報告を出すということで大詰めの作業に入っておるわけでございます。

第一部会は行政改革の理念、それから重要行政施策のあり方の問題といたしまして、農政、社会保障、文教、住宅、土地行政あるいはエネルギー行政、科学技術行政等と、こういった事項につきまして取りまとめておる最中でございます。五月三十一日をもぐに部会報告を出す予定でございます。

それから第二部会でございますが、総合調整あるいは行政組織の問題を扱っておりまして、内閣の機能の問題あるいは中央省庁の問題、さらに各省の内部組織あるいは出先機関につきまして一つの合理化基準を立てまして、これをもとに秋以降、具体的な合理化案をまとめていくということで、そういった事項その他組織の弾力化の問題等も含めまして、ただいま大詰めの作業をやっております。大体五月二十四日には部会報告をしたい。また公務員の分科会におきましては、給与問題等を中心に取りまとめ中でございまして、五月二十九日にはひとつ部会を通じて調査会に報告をした

さらに第三部会におきましては、国、地方の問

題を扱っております。国、地方の機能分担あるいは財政制度の問題、その他補助金あるいは広域行政、減量化問題等々につきまして取りまとめ中でございまして、これも五月二十四日をめぐって部会報告を提出したい。

さらには第四部会におきましては、三公社の問題を中心に特殊法人の問題につきましてもただいま取りまとめ中でございまして、ひとつ五月十七日には部会報告を提出したいということでただいま大詰め作業中でございます。

これを受けまして、調査会におきまして六月から七月にかけて審議を進めまして、七月中には調査会の答申を提出したい、このような作業状況でございます。

○峯山昭範君 臨調各部会の報告と基本答申についてお伺いしたいと思います。

ただいま第一部会から第四部会における作業状況の概要について御説明があつたわけでございしますが、そこでもう一つお伺いしておきたいんですが、昭和三十九年の第一次臨調の際は、各専門部会から答申を受けて、そして七人の委員が箱根かどこかにこもりまして、各委員がそれぞれ分担を決めて、そして最終答申をまとめられるに当たつては相当突つ込んだ検討をした、こういうふうに聞いております。そしてその結果、結局専門部会から出た答申とは相当違った臨調の委員独自の案がまとめられた、こういうふうに私記憶をいたしております。

今回の場合はどういふふうになるのかということになるわけですが、いま御説明にございましたように、各部会の報告の概要については新聞にずっと報道されていますね。そういうふうなものが七月の基本答申になった場合にどうなるのか、基本的にはやっぱり部会報告が大体そろってまゐってくるのかどうかという、これはいろいろこれから問題もありましようね。その点ちよつと伺ひたいんですが、去年の第一次答申のときには、いわゆる部会報告がそんなに大幅に変更はされませんでしたですね。そういうような観点

から考えまして、今回の場合はどういうふうになるのかということです、これちよつと一遍お伺いしておきたいと思います。

○政府委員(山本貞雄君) 第一次臨調のときと違
いまして、あのときは、たとえば今回の第二次臨
調が昨年の七月十日にいわゆる五十七年度予算編
成等の問題につきまして答申をやったわけでござ
いますが、したがって基本答申につきましては
九月から主として作業に入ったわけでございま
して、期間はかなり短いわけでございます。した
がいますて、臨調におきましては部会と調査会と
の関係を相当円滑に調整していく必要がある、ま
た調査会におきましても、それぞれの事項につ
いての制度の概要あるいは運営の現況等につ
きまして相当勉強しておく必要がある、こうい
ったことから、実は部会の審議と並行いたし
まして、非常にしばしば調査会におきまして、そ
れぞれの部会で取り上げております事項につ
きまして場合には、部会長、部会長代理も出
席いたしまして御説明いたしますとともに、部
会の審議状況も御報告し、また御意見も伺
いながら両者非常に密接に作業、審議を進
めておるわけでございます。

それで、実は最近は、調査会といたしまして、土曜日も含めまして大体週二、三回の審議をやっております。部会長等も出席されまして非常に熱心に部会の検討の内容につきまして御議論もいただいております。したがしまして、部会の報告が五月中に出てまいりますと、調査会では大体二カ月間ぐらいの審議の期間があるわけでございますが、調査会といたしましてはそれぞれの問題につきまして、六月に入りますと部会長、部会長代理あるいは分科会の主査にも御出席いただきまして共同の討議も進めていく。そして十分部会の考え方、問題の現況というものを把握した上で、今度は調査会としての独自の審議をいたしまして全体としての調査会としての答申を取りまとめて答申をいたす、こういった考え方で調査会はおるわけでございます。

○**山本昭範君** これは大臣にお伺いしておきたい

○峯山昭範君　これは大臣にお伺いしておきたい

んですが、基本答申に対する政府の態度であります。

大臣に、七月の基本答申が出たらその取り扱いをどうするんだと、こういうふうにお伺いしてもこれはおしかりを受けるかも知れませんが、昨年の十月二十日の衆議院の行革特別委員会での大臣の発言であります。ちよつと気にかかることがありますので、一遍これもただしておきたいと思ふんです。

この衆議院の行革委員会の発言によりまして、大臣は基本答申に対する政府の態度のところ、昭和五十七年夏——ことしの夏ですね、昭和五十七年の夏と五十八年の三月にいたる答申は非常に大がかりなものになるであろう。これを実行するに、一年や二年でできるものとは限らない。恐らく内閣の数幾つもかかるのではないかと、重さから見てそのぐらいではないか。したがって、そういう答申が出た場合、どういう順序、段取りでやっていくのか政治的プログラムが必要である。国民の皆が見守っていると思うので、政府の方もそれに対応すべき長期の計画を策定して、計画的に断行していくプログラム、シナリオが必要であらうと、こういうふうな発言をしておられます。

大臣のこの発言からいきますと、ことしの夏の答申そして来年三月の答申、これは非常に大事な答申が出てくるということはおそらく明かでありまして、それでいま、部会のいろいろな議論を見ておりまして、国鉄、専売、電電のいわゆる再編の問題を含めまして、あるいは第二部会の、それぞれいまだお話しをございましたけれども、非常に大事な問題がいろいろあります。確かに大臣おっしゃる通りに、一年や二年でそう簡単にできない問題かも知れませんが、これはやつぱり財政再建という問題と絡めて考えてみますと、あるいは長期的なこととして、むしろ問題は後に残されて、結局行革のこの答申が実現されないということがあるのではないかと、そういうことを非常に心配をしていられるわけですが、そういうような意

味では、大臣がこのとき発言になったように、政府としては相当こういうようなプログラムというのは必要だろうと私は思ふんですが、そこら辺のことについては現在はどういうふうにお考えになつていらつしやるのか、一遍ちよつとお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私の考えはその当時と変わっておりません。今回の行革は非常に重要な問題が内容にありまして、答申も重要な答申が出てくると期待しております。

したがって、たとえば国鉄の問題を一つ考えてみても、これは一年や二年で簡単に片づくようなものではございません。累積債務の処理とかあるいは経営形態そのほか問題を考えれば、やはりある程度の時間をかけてじっくりと取り組まなければならぬ改革は期し得ないものであると、それぐらい重大な問題であると考えております。年金の問題を一つ考えてみても、言われておりますような年金の統合ということを心がけてまいりますれば、これもかなりの時間がかかり、いろいろな段取りを必要としていふと考へられます。

事ほどさうな短期間で簡単にやつのけるというふうな性格のものではないと思ふので、答申が出ましたら、おのおののアイテムについてやはりある程度の長期的な計画性を持った構想をまとめる、そしてできるだけ速やかに軌道を設定することが大事だと思ふんです。その軌道を設定するにについては、国民的合意を得ることが大事であると思ひます。その軌道が設定されたならば、だれがこれをやろうと営々としてこれを引き続いて行つて完成していくと、そういう責任分担が必要ではないかと思ふのであります。もちろんその過程においては、状況の変化に応じて多少のモディファイは行われることはやむを得ぬと思ひますけれども、やはり基本線というものはよほどの事情変更がない限りは断じて賣いていくという、そういう相引き受けて行つて努力をやっていくというそういう構えが必要ではないかと思ひます。

います。

○山田昭範君 臨調の行政改革に関する第二次答申、特に許認可等の整理合理化の問題についてお伺いしておきたいと思ひます。

本法案は、臨調の第二次答申中、指摘事項二十四項目の中の法律改正を要するもの十七法律のうち、単独法として別途提案をされているもの二件、これは先ほどから申し上げましたが、を除いて、十五法律の改正が一括して取り上げられていくわけでありまして、臨調答申にはこのほか政省令改正、行政通達改正等の分野に及んでおりますが、この際、臨調の第二次答申全体を問題としてこゝで一遍お伺いしておきたいと思ひます。

第二次答申の性格であります。昨年七月の臨調の第一次答申は、昭和五十七年度予算編成に反映せしめ得るものということで、主として福祉、教育面での国民に対するしわ寄せが真っ先に取上げられ、評判が非常に悪かつたわけでありまして、そこで、総理のたつての希望から、国民に喜ばれるものということで許認可、それも特に国民生活に直接結びつくという観点から、旅券交付、車検、自動車免許証等の問題が取り急ぎ答申をいただけるような強い催促でこの答申に至つたという経緯のあることは周知の事実であります。

このような経緯から、この答申はきわめて部分的な許認可等、特に目立つものだけが象徴的に取り上げられていくにすぎないのであります。答申自身、国民の要請が強く、結論の得られたものから順次答申することが適当と、こういうふうにして述べていることでもわかります。

そこで、今回の二十四項目はいかなる基準で選ばれたかということでありまして、その特色、これは当委員会におきましても先日御答弁ございましたが、現在約一万件もある許認可について、臨調は各界から改正の要望のあつた約二、三千件を中心に検討したということでありまして、結果的には経団連などの財界からの要求に沿つたものが半数以上を占めるに至つております。答申は、表面、国民負担の軽減を前面に掲げ、自動車運転

免許更新手続の簡素化、一般旅券発給の代理人申請範囲の拡大、狂犬病予防注射期間の延長、医師などの年次届出制の緩和、歯科技工士などの住所届け出制の廃止など、国民にとって不必要な許認可や繁雑な事務の整理合理化をねらうものを掲げているようでありまして、同時に、財界の要求にこたえて大企業の自由を拡大し、国民に犠牲を押しつける改悪案を盛り込む結果となつております。この批判に対してどういふふうにかたえるかというのが第一点であります。

さらに今回の答申は、前回、昭和三十三年の臨調答申の際、整理簡素化すべきものを類型的に示して、具体的事項は例示として示されたにすぎないのであります。そのためあつて、例示されたものの多くが未措置のまま現在に至つております。そのことの反省から、今回は実現可能性を第一として、アンケート調査等により各界各層の要望の強いものを重点的に選んだとされております。そのためあつて、このたびの答申項目は非常にしぼられた具体的なものとなつておりますが、反面、実現可能性というものを考慮して、規制の廃止、規制の緩和についての基準が消極的に過ぎるものとなつております。

たとえば医師などの年次届出については、前回の臨調答申では廃止するかまたは何年か置きに実施することと改める旨述べておりましたが、今回の答申では二年ごとというように非常に緩和された形となり、自動車の免許証についても警察庁との意見調整で、また車検についても運輸技術審議会等の答申などにより内容自体が非常に薄められたものとなつております。このような点についてどういふふうにかたえていられしやるのか、御見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(山本貞雄君) ただいま先生御指摘のように、許認可等は約一万件あるわけですが、この許認可の整理合理化というものを非常に重要な課題の一つであるというふうにとらえまして、専門の分科会を設けて、国民負担の軽減あるいは行

政事務の簡素合理化、さらには民間活力の活用という観点から全面的な見直しを行うべきであるといったようなことで、ただいま系統的に取り組んでおるわけであります。

その際、先ほど先生のお話ございましたように、政策推進部あるいは地方制度調査会、さらには全国知事会、経団連、あるいはかつての行政監理委員会とか第一次臨調の未措置事項、さらには行政管理局でいろいろアンケート調査をいたしておりまして、そういった各界各種の意見、要望というものを約二千数百の事項を参考といたしまして、それをベースにたぐいまり取り組んでおる最中でございます。

そのうち、すべてがまとまった上で答申するというよりは、国民の要請も非常に強く、また順次まとまっていったものから早急に実施すべきものは実施した方がいいと、こういった考え方で、実は二月十日に第二次答申におきまして、許可可の事項につきまして当面の二十四事項の合理化措置について答申をいたしたわけでございます。その際、許可可整理についての基本的な考え方もあるては、答申をいたしまして、今後それ以外の事項についても、たとえばいろいろな検査、検定制度あるいは資格制度、あるいはいろいろな業種規制等々、横並びで系統的な整理合理化作業をそれに基づいて進めていくということをやっておるわけでございます。

大体そういったようなことで、今回の二十四事項につきましては、一つは一般国民の日常生活を対象としたもの、あるいは国際経済的な見地から早急な対応を必要とするもの、輸入検査とかいろいろございまして、また国民経済的な見地から対応を要するもの、あるいは民間活力にゆだねるのが適当なもの、さらに民間等から改善要望が非常に多いものでまだ実現していないもの等々、そういった観点で二十四事項を取り上げて具体的に早急に実施すべきであるというふうな答申をいたしたわけでございます。

○峯山昭範君 今回の答申はすぐ間に合う処方せ

んと、そういうことで手近な二十四項目についてはそれなりの解答が出ておるわけであります。根本の解決策が提示されておるわけですね。すなわち、個々の許可可を判断するには、その個々の許可可による規制行政が現在本来の目的を果たしているかどうかを評価しなければならぬのであります。そのことが避けられておるようには感じません。

許可可事項を検討する際には、利用者の保護を目的として設定された規制であっても、現実には事業者の保護に利用されているというところは往々として起こりやすいのであります。特に日本の運輸業界においてはこの傾向が強い。日本の運輸行政の大半は許可可行政であると言われておりますが、運輸業界は、既存の事業者は、参入規制の廃止は過当競争を招き、業界に混乱を招くとして規制緩和に常に反対しておられます。このたびの道路運送車両法改正に対して、自動車整備業界が自民党に政治的圧力を加えたことはいずれも例であります。規制緩和によって一時的な混乱を引き起こしても、それによって市場効果と呼び戻し、それによって技術革新が促進されるなら、国民経済にも終局的には活力を与え、国民にも利便を与えるのであります。

その意味で、今回の答申は財界の意見を偏重することにより、代表的経済界にとつて有用とされる競争制限的な規制を維持したまま煩瑣な行政機関の関与を排除しようとの意図が読み取れるわけでありまして、真の意味の民間活力の助長、すなわち市場原理の高揚になつておるかどうかが疑問な点がございますが、この点に対する御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(山本眞雄君) 先ほど御答弁いたしましたように、臨時行政調査会といたしましては、許可可の整理合理化につきましても国民負担の軽減あるいは行政事務の簡素合理化、民間活力の活用と、こういった観点から取り組んでおりまして、今回の第二次答申におきましても、その整理合理化の基本的な考え方とところで、この整理

合理化についての基準を具体的に提示しておるわけでございます。たとえば規制の合理化につきましても、廃止する場合はこういった基準で廃止を検討する、あるいは統合とか移譲とか、規制の緩和、あるいは運用の合理化についてこういった観点、基準で整理合理化を検討すべきであるというふうなことで、そういった考え方に基づいて個々の問題を客観的に検討いたしまして今回の答申にこぎつけた次第でございます。

○峯山昭範君 公取はお見えになっておられますか。法案の中心について二、三お伺いしておきたいと思ひます。

今回の法案の中で私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律についての部分があります。これは昨年十二月二十五日に、経団連の独禁法研究会が独占禁止法による許可可、届け出事項の改善に関する要望を政府に提出し、そこにおいて国際的協定、契約の届け出について述べている事項をおおむねそのまま臨調が答申に取り上げて、それが今回の法改正となつておるわけであります。すなわち、現行の独占禁止法第六條においては、一回限りかつ一年を超えない取引を除いて、あらゆる国際的協定、契約は成立の日から三十日以内の公正取引委員会に届け出ることが義務づけられておられますが、今回、これについて独占禁止法上ほとんど問題がないと考へられる種類の協定、契約については届け出を不要とすることとして届け出義務条件の緩和を図つております。

しかしながら、いままで独占禁止法のこの第六條の規定の存在の重みにつきましても、ロッキード事件の際非常に国民に印象づけられた経緯があります。あのとき、もうすでに御存じのとおり、丸紅がロッキード社と代理人契約を結びながら独禁法第六條に違反して届け出ないかつた点であります。公正取引委員会は事件が問題になつてからこの事実を知つて、この規定に基づいて丸紅に契約の提出を要求し、履行したのであります。この点につきましても、すでに参議院の口特委で明らかになつております。

こういうふうなことを踏まえて不正事件の取り締まりに実効のあつたと認められる規定が、いかに民間企業の負担の軽減という立場があつたにしても、財界の要望を受け入れてこのような条件の緩和を行うことは国民の立場から許せない、というふうな考えがございまして。

臨調では、届け出対象の中に借入金、貸付金契約等の独占禁止法上問題となるものが少ないと考へられる種類の契約が含まれておることを今回の緩和の理由としておられるのであります。提出されてみなければ独占禁止法上問題となるかどうか判定できないのではないかと、こういうふうに考へておるわけでありまして、独占禁止法の骨格の先駆けとならぬよう注意する必要があると思いますが、この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐藤徳太郎君) 先生御承知のとおり、ただいまの国際契約につきましては、現在年間約六千件程度の届け出がなされておられて、その届け出につきましても、私どもは、不当な取引制限または不正な取引方法に当たるとか競争政策の観点から内容を審査しております。指導をいたしておりますのは年間で三百件ないし四百件ということに当たつておるわけでございます。現在までの指導の状況等を見ますと、ほとんど独占禁止法上問題がないとして指導をする事例のないものが多いと考へます。

また、ただいまも御指摘がございましたように、臨調からも御答申がございまして、独占禁止法上問題となるものが少ないと考へられる種類の協定または契約については届け出の対象外とするという御答申をいただいております。

このような状況を踏まえまして、また届け出制度というものが届け出者に及ぼしております負担等も考へまして、独占禁止法上問題となるものが少ないと考へられるものにつきましては届け出

の対象外とする趣旨でたゞいま法改正をお願いして、対象外とするものは公正取引委員会が定めるということをお願いしている次第でございます。

なお、この法律の運用に当たりましたは、たゞいま先生からも御指摘がございましたように、国会でもたびたび御議論があり、また先生御自身からも何回か御指摘をいただいておりますところでございます。私もこの法律の適正な執行に心がけておる次第でございます。届け出の履行という点につきましても関係団体あるいは関係会社等に十分指導を努めておりますし、また今回届け出制を外すようなものがございます。その内容等に、その関連します情報等については十分配慮をいたしまして、法律の適正な執行には、仮にこの法案が通したことができたとしても、後でも、その執行に当たりますは従来同様十分気を付けてまいりたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○**山崎昭範君** 警察庁はお見えになっておりますか。——今回の法律の改正の中に風俗営業等取締法の一部改正も含まれておるわけでございますが、現在、風俗営業を営もうとする者は、当該都道府県が条例の定めるところによつて都道府県公安委員会の許可を受けなければならぬことになっております。風俗営業のうちマージャン屋、パチンコ屋等の遊技場営業の許可は、六カ月ごとにその更新を受けなければ当該各期間の経過によつてその効力を失ひ、営業できないことになっております。このように短期間に営業の許可を更新させようとするのは、娯楽施設利用税の滞納防止のためであつたと聞いております。

これらマージャン屋、パチンコ屋についての営業許可の短期間更新については、従来からその改善が要望され、昭和四十九年十一月の行政監視委員会の許可等に関する改善方策についての答申でもこの更新期間の延長が指摘され、その際、警察庁では昭和五十年十二月の許可可整理法において現行のようにならんと改正されたわけであり、しかし民間団体では、この更新制度を廃

止するか、もしくは少なくとも期間を三年以上に延長するよう要望していただけてあります。

今回の臨調はこの要望を受け入れたわけであり、ますが、期間については現行六カ月をわずか一年に延長することを答申したわけであり、また、臨調の言うには、前述のように、制度の目的は滞納防止にあるが、現在では遊技場組合等が納税貯蓄組合を兼ね、娯楽施設利用税の徴収及び納付等の事務を代行しており、徴収は円滑に行われておる例は少なく、また徴税とリンクした営業の許可はほかに例がないことを挙げております。

私たちは、この営業許可の更新制度そのものを見直し、廃止してもよいのではないかと、こういうふうに考えておるわけであり、警察庁当局の御意見を伺ひておきたい。

○**説明員(仲村規雄君)** 遊技場営業の許可更新制度は、遊技場の営業というものはその他の風俗営業と違ひまして非常にその経営が不安定である、またはその経営者の変動が非常に激しいということから、先生御指摘のように、遊技場営業の娯楽施設利用税の滞納防止を図るとともに、不良営業者の排除等を目的として設けられたものでござい、ます。しかし、現在におきましては遊技場営業も年を追つて経営が安定化してまいつております。また、営業者も固定化してまいつておるところでござい、ます。したがいまして、今回臨調の御答申もござい、ましたので、その期間を一年に延長したいというふうに考えたところでござい、ます。

しかしながら、現在もなおこの遊技場営業は、他の風俗営業の業種と比較いたしまして非常に営業者の変動が高い状況にござい、ます。ほかの風俗営業と比べまして三倍ぐらい変動が激しいということにござい、ます。したがいまして、この更新期間を一年以上にすると、あるいはまたこれを廃止するとかいうことにつきましては、現在の状況から考えまして、不適格者による営業の余地を拡大するおそれがございますし、また徴税上も滞納者が増加するということおそれがございますので、現

段階ではこの一年が至大な更新期間であらうというふうに考えておるところでござい、ます。

○**山崎昭範君** それではこれでもう終わります。が、専売公社はお見えになっておるのか。——今回の許可可整理法の中はたゞ専売の問題と、それから塩の専売の問題について伺ひておきたいと思ひ、ます。

いま現在、臨調が七月の答申に向けて専売公社の経営形態については検討を続けているわけであり、ますが、民営化の方向すら示唆されておる現在の時点におきまして、許可可整理計画に含まれておるゆえをもつてこのような小売人の指定期間を現行の三年から五年に延長するということな未精的な改正を急いで行ふというのはいささかおかしきではないかという気がいたしますが、この点についてどうお考えかという点が第一点。

それから塩専売法の一部改正の中で、これもこの改正は、塩販売人に対する指定期間を三年から五年に延長しようとするものであります。昭和三十九年の第一臨調の答申では、「塩専売制度には多くの問題点があるが、特に塩の流通管理については徹底的に簡素合理化をはかるべきである。このうち、民間からの要望の強かつた特殊用塩小売人の指定制度は、廃止しても塩専売法益の侵害はないと認められる。販売人全体の指定、その他流通面の制度の再検討を行ない、その結果とあわせて所要の法改正を行なう必要がある。」というものが第一次答申の勧告であります。この第一次臨調の答申は全く無視したままで、これを現在まで実施しようとしてないで、そしていま第二臨調が専売公社の経営形態について基本的な検討がなされている段階で、その検討の結果はこの七月にも答申が出るという時点で、許可可整理計画に載つておるという理由だけでいまこのような中途半端な改正をやるということはいささか不可解と言わざるを得ませんが、この点についてはどういふふうにお考えなのかお伺ひしたいと思ひ、ます。

○**説明員(平岡哲也君)** ただいまの、まず、たゞこの関係でござい、ますけれども、たゞ小売人の指定期間の延長等につきましては、五十五年十二月の閣議決定におきまして、「今後における行政改革の推進について」というものを受けまして、許可可整理の整理簡素化の趣旨に基づきまして検討を行ひ、ました。

まず一つには、最近では流通秩序の安定が図られておる間に、期間満了時に不継続となる小売人はきわめて少なくなつてきておるということが一つ。それから二番目には、多数の小売人、全国で約二十六万人の方がおられるわけにござい、ますが、その多数の小売人の負担の軽減が図られる、また、あわせて専売公社の事務の軽減にもつながるというふうなことから指定期間の延長を御提案申し上げたわけにござい、ます。

なお、たゞこの専売制度につきまして、現在三公社の経営形態とあわせて、臨時行政調査会において検討をされておることは十分承知をしておるわけでござい、ますが、この小売人指定期間の延長につきましては各方面から要望もござい、ましたし、この際改善ができるものは改善をするというのが行政改革の趣旨という点からも適切ではないかというふうに考えておる次第でござい、ます。

次に、塩の関係でござい、ますが、塩の販売人の指定制度につきましては、先生御指摘のよう、第一次臨調の中で指摘がなされておるわけでござい、ます。これに對しまして、臨時行政調査会の意見に沿ひまして、昭和三十九年一月から特殊用塩、これはたとえば「アジシオ」でありますとかゴマ塩でありますとか、こういったたぐいの特殊な塩でござい、ますが、こういったたぐいの特殊な塩の小売人指定事務につきまして、それまでの一般用塩と同様の取り扱いを改めまして、実質的には指定制度の廃止に近い簡略な方法を採用することとしたしまして、実質的に実効の上の措置をすべくしてござい、ます。

また、今回の塩の関係につきまして、販売人の指定期間の延長を御提案申し上げておるわけでござい、ますが、先ほどたゞこについて申し上げましたのと同じような事情がござい、まして、一つに

は流通秩序の安定が図られてきておること、あるいは指定更新のときにおきます塩の販売人の——塩の販売人の方は全国に約十万人余りいらっしゃるわけですが、そういう方々の負担の軽減にもつながる、あるいは公社の事務の軽減にもつながるというようなことから、今回、塩販売人の指定期間の延長を御提案申し上げたわけでございます。

なお、塩の専売制度あるいは公社の経営形態につきましても、先ほど申し上げましたように、たばこと同じように臨時行政調査会で検討をされておるわけでございますが、改善すべきは改善するというところで、行政改革の趣旨からも適切ではなからうかというところで考えておる次第でございます。

○安武洋子君 私は、まず最初に中曾根長官に伺いをいたします。

長官はこの四日、生長の家の相愛会男子全国大会で、行革が失敗したら憲法をつくる力があるに、なる、こういう趣旨のごあいさつをなさっておられます。この件につきましても、先日この委員会でも同僚議員が質問をなさっております。それに対しては長官は、憲法を改正するということを言ったのではないと、憲法をつくる国民の自主自立の根源的なエネルギー、行革をやろうとする自主自立の力がだめになるというふうなことを言ったのであつて改憲発言ではないというふうな答弁をなさつていらっしゃいます。

しかし長官は、このごあいさつの中で、「いよいよ、時の潮は満ちて参りました。私はまず行政改革を断行して成功しよう」と少し飛ばしますけれども、「この大きな仕事は失敗したならば、教育の改革もできなくなる。防衛の問題もダメになります。いわんや憲法を作る力はダメになつてしまふのであります」と、こういうふうにごあいさつをなさつていらっしゃる。これはだれが聞きましても、文脈から申しますと、行革に失敗したら——教育の改革というところをおつしやつておりますが、教育の改革もできないし、防衛の

問題もだめになる、いわんや憲法をつくる力もだめになると。行革は教育改革をやるためだとまずずばりとおつしやつていらっしゃるわけですが、さらに防衛の問題を挙げておられます。

いわんや憲法をつくる力がだめになると言つておられることは、いま厳として憲法があるわけでごいさいますから、教育を改革するというふうなのと、同じように、だれが聞いても憲法を改革する、と、変えろと、その力がだめになるということ、明白に憲法を変えろというふうな私どもはとる以外にはないと思ひますけれども、せんだつてはフランス語などでお答えでございましたけれども、そういうことではなくて、ちゃんとお答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私があのとき申し上げましたことは、野田委員にもお答えいたしました。たとへば、自主自立、民族の試練に耐へる力、そういう民族のバイタリティーの根源を指し示して言つておつたのでございます。教育の問題でもあるいは防衛の問題でも、これを支えているのはそういう自主自立の民族のバイタリティーが根源にあつてそれができるのだと思つておりました。そのバイタリティーというものがやつぱり憲法を支え、あるいは憲法を擁護し、あるいは憲法を改正する、そういう国の主人公になるそういうバイタリティーの基本と通ずるものがあると、そう思つて言つたわけでございます。

○安武洋子君 長官が主観的にたゞとどう思われようとも、このごあいさつ、これは日本語でございしますから、日本語でおつしやつておりますから、この文脈からとりましますと、これはだれが聞きましても、先ほど私が申し上げましたように、行革に失敗したらというところは、行革というのは教育を改革するためにやるんだと、防衛の問題もある、そしていわんや憲法をつくる力なんだと、そのために行革をやるんだというふうにとれるわけです。現在憲法がなければ別でつけられども、ちゃんと憲法があるわけですから、この憲法をつくる力もだめになつてしまふ、行革に失敗すれば。

ということ、明らかに行政改革をやるというのには憲法を改革することだと、変えることだと、こゝうなるわけですが、これ以外に読みようは日本語ではないと思ひますけれども、もう一度御所存を伺ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) そう短絡的に考えにならないで私の考えをよく聞いていただきたいと思ひますが、私は年来、民族が持つておる根源的なエネルギーというものを非常に重要視してきておる人間なのであります。それで、あの生長の家の団体というのは、「生命の実相」等を読んでみましても、キリスト教あるいは仏教あるいは神道を融合した一つのお考えが新しく展開されておりました。その背後にあるものは、やはり一つの生命哲学と申しますか、そういうようなものに近いものではないかと拝察しておるものであります。

私は、そういう一種の国民や人民の陰にひそんでおる根源的なバイタリティーというものは、イギリス民族にはイギリス民族のそういうものがありましようし、アメリカ民族にはアメリカ民族のそういうものがあるけれども、日本には日本のやつぱりそういうものもあるんだと、そういう力をかき立ててはいけな、そういう考えを持つておりました。それは教育にも発現される文化にも出てくるし防衛にも出てくるし、あるいは憲法をつくり擁護し改正すると、そういう根源的な力にも出てくると、それをからしめてはならぬ、そういう意味で言つておつたわけでありまして。

○安武洋子君 では長官に伺ひますが、先日の同僚議員の質問に対して、朝日新聞にこの五月四日付の記事は抗議をしたというふうなことでございしたけれども、どこがどう違ふというふうな抗議をなさつたんでしようか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 憲法を改正するところ、これは憲法をつくるというところ、その言葉がまず間違つておる。そういうことを指摘してきたところでありまして。

○安武洋子君 憲法をつくることとおつしやいますけれども、現行憲法がちゃんと厳存すると、そうし

たら、つくるというところは、いまの現行憲法を否定して新しい憲法をつくるということで、朝日新聞が報道したのは、現行憲法の一部を改正する、と、そんなスケールの小さなものではないと、もつと大きく現行憲法を否定して新しく憲法をつくるんだと、取り違ひをするなど、こういうことでごいさいますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) そがこの学説の深いところで、微妙なところなのであります。つまり、この前申し上げましたように、デュベルジェ教授の憲法制定権力、プーボワール・コンステイチュアンという思想は、いまある憲法典をどう改正するとか何とかという、それを直接的には言つておるのではないのであつて、その根源にある主権としての人民のバイタリティー、それを言つておるわけなんです。

○安武洋子君 学説をだれもそのところで——長官はそれを頭に置いて言われたとはおつしやつても、そういうことを皆が皆知つておるわけではありませぬ。確かにフランスでは憲法をつくるのはだれかと、こういう憲法制定権というの、それから憲法によつてつくられた権力、これは日本では三権分立というところで三つの権力があつて、この長官のいまおつしやつた、そういうことではなくて、日本語であいつをなさつておる、フランス語で言われたわけではありませぬから。日本語では、だれが聞きましても先ほど私が申し上げましたように、そして朝日新聞に長官は改正ではなくてつくるんだと、こゝうおつしやれば、明らかにこれは現行憲法を否定してその一部を改正するのではなく、全面的につくるというふうな受け取らざるを得ないわけでございます。

真意が明確に伝わつていないのであれば、私は、このつくるという意味は明らかに新しく憲法をつくるんだと日本語ではそうなりますし、それではなければそういう考えは毛頭ないんだとか、どちらかはつきりやつぱりなさるべきだと思ひます。

が、いかがでございますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 新聞に対しては、憲法をつくる力というのはこういう学説に基づいてこういう意図で言っておるのであつて、憲法をつくる力とはつきり言つたのを改正するというふうな書いたことは明らかに間違ひである、新聞というものは正確に報道しなければならぬ。その部分だけを出しているわけでありまして、意識して、推察して出した文章にはなつていないわけでありまして。したがって、その誤謬について抗議をいたしました。また、私の考えにつきまして、前からこういう考えを言つておきまして、そして、そのあいさつ、演説の中におきまして、そういう民族のバイタリティーの話をずっとやつてきておるのでありまして、その点は聞いている人はわかつてくれているだらうと思ひます。新聞がそういうふうな書いたから、知らない方々はそういうふうな誤解しておるのではないかと思ひます。

○安武洋子君 私は新聞は誤解しているんじゃないと思ひます。長官が抗議をなさつたこと自体がおかしいと思ひます。長官のあいさつはその後にまだ続いておられますが、いま問題になつてるところから続いて、「したがって、行政改革で大掃除をしてお座敷をきれいにし、そしてつづば憲法を安置する。これがわれわれのコースである」と考へておるのであります。と、こうなつております。ということは、行政改革で大掃除をしてお座敷をきれいにし、そしてつづば憲法を安置する。いま憲法があるわけですから、つづばな憲法をつくつてそれを安置する、これがわれわれのコースであるというふうにおつしやるなら、前からの文脈と考へて、ますます憲法を新しくつくつてそれを安置しよう、その座敷をきれいにするのが行政改革であると、これは日本人であればだれが見てもこういうふうになります、いかがでございますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) いまの憲法は、私はなかなか歴史的な意味のある、戦後の日本を建設

するについて非常に功績のあつた憲法であると思つています。もちろん、それは一〇〇%完全なものであるとは思ひませんし、憲法についていろいろ議論のあるということも私は知つております。私自身もまたいろいろ考へを持っておりまして、鈴木内閣の閣僚である間は個人の意見を言うのは慎んでおります。そういう意味におきまして、行政改革という現在のことをともかくやり抜いて、お座敷をきれいにし、そしてつづば憲法をとりつづばに安置しておこう、ちよつとお座敷が汚れたりしているからふいたらどうか、そういう意味があるわけでありまして。

○安武洋子君 では、お座敷をきれいにし、そしてつづばな憲法を安置するとおつしやつて、そこにつづばな憲法を安置するとおつしやつて、そのことではつづばな憲法というのは現行憲法のことでございますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 現行憲法のことです。

○安武洋子君 それなら長官、大蔵鈴木内閣の閣僚として私は矛盾すると思ふんです。といひますのは、この生長の家政治連合の国会議員連盟の長官は顧問であられるはずで、ですから、ここにおいでになつてごあいさつなさつた、やはり身内だからというふうなことでつづばな本音がでたのではなからうか、なるほどある意味では私は思ふわけですけれども、これが現行憲法ということであれば、現行憲法を行政改革でつづばにお掃除をして、そしてこの憲法を安置する。この憲法を本當に安置するということは、掃るきなくつづばに置いておくということでもありますから、じややういうところにおいでになつて顧問におなりになるということは矛盾をいたしておられます。それから長官御自身が自主憲法期成議員同盟にお入りになつていらつしやる、これもまたおかしい。じや私は、この二つとこのごあいさつは矛盾をいたしますので、この二つから脱退をなさるべき、顧問を辞退なさるべき、そう思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私は鈴木内閣の閣僚

をしておりますから、鈴木総理の方針のもとに従つていま進退しておるわけでありまして。現行憲法の問題につきましても鈴木内閣の閣僚としての考へ、解釈をやつておるわけでございます。それでは、いまのように申し上げたわけでございます。自主憲法期成議員同盟に入つておるからといつて、いま憲法改正論を私が閣僚として言つておるわけではございません。やはり思想、信仰の自由を日本憲法は保障しておるのでありまして、国務大臣としての分限をよく考へながら活動しておる分野においては差し支えないと考へております。

○安武洋子君 鈴木内閣の閣僚としていまのようにあいさつをした。しかし長官、大蔵私は苦しいと思ふんですけれども、この文面をずっとごあいさつを流して読みますと、これは現行憲法だと言われるのは、それは閣僚としてそうおつしやらないと物事がおさまらないからと思ひますけれども、しかし大蔵の文脈上矛盾をいたします。やつぱり行政改革を成功させなければいけないと、こういう大きな仕事失敗したならば、教育の改革もできなくなる、防衛の問題もだめになる、いわんや憲法をつくる力もだめになつてしまふ、バイタリティーとおつしやいますけれども、行政改革でそういうふうにして大掃除をしてお座敷をきれいにし、そしてつづばな憲法を安置すると、これがわれわれのコースであると思ひます。一つこのコースというものを、こうおつしやつておるわけですね。

前後の文章から拝見いたしましたけれども、私は、長官がこのつづばな憲法といふのを、いま現行憲法だとおつしやいましたので現行憲法と承らせていただきますが、それにしても、じや閣僚でなければつづばな憲法といふのは、閣僚でなかつたらこの憲法は現行憲法でない、こういうことになるわけなんではなからうか、念のために伺つておきます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 閣僚でなかつたならばどういふ演説をするか、それはそのときの心境になつてみないとわかりません。

○安武洋子君 では、閣僚である限り私は厳に身を処せられるべきだと。だからこそこういう誤解を招かないためにも、私はこういうところに行つて、本當に身内になるわけですから、ここで顧問をなさつていらつしやる、こういうことではななくて、やはり自主憲法を制定するというふうなこゝろいろいろな団体に加盟をするというふうな誤解を招きやすい立場、こういうものはつきりしてけじめをおつけになるべきではないでしょうか。

そして、念のために伺つておきますが、いま私が申し上げたこのごあいさつ、これはこういうふうな趣旨でございさつたものでした、このことを確認しておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 生長の家の生命の真相哲学は私は学生時代から読んでおきまして、非常に私に對しましていいことを教えてくれた教であると思つておられます。それから、その後におきましていろいろいろいろわれわれは宗教を模索しております。学生のころからやつぱり皆さん同じように神様を求めながら神様を否定しているようなところがある。そういうようなところもあつたりしていろいろ遍歴しているわけでございます。その中におきまして、生命の真相という哲学は日本人がつくつた哲学の中では昭和世代においては非常にりつづばな、出色した考へであると思つております。そういうわけで、その集團に對しましてはかねてから敬愛の念を持っておるので、それは私の思想、信仰の個人の問題でありまして、その個人の思想、信仰の問題につきましては、公共の秩序を維持していく、また公の分限を心得ている限りは人畜無害であるだらうと思ひます。それについてとかく制肘を受けるということは憲法上いかがであるかと私は思ひます。そういう分限やら節度というものは十分心得てやつておるものでございまして、その辺はぜひ御心配なきやうにお願ひしたいと思ひます。

○安武洋子君 私は、長官と生命の真相とかなんとかというふうな哲学論争をいたしているわけ

はございません。長官が、それはその面で敬愛なさうとなさるまいとそれはいいことですが、しかしこの団体が自主憲法制定国民会議の主要な加盟団体になっていると、そういうところでこういう御趣旨のごあいさつをなさるといふうなことは、関係としては私はこれは正しくない。先ほど無害である、こういうふうにおっしゃいました。そして憲法は確かに私どもの思想、信仰の自由を保障はいたしております。しかし、鈴木内閣の閣僚として行動なさる限りは、私はこういうところにおいでになって、そして紛らわしい——現行憲法だとおっしゃいますけれども、行政改革でお座敷をきれいにしたりつばな憲法を安置すると、これがわれわれのコースだといふうな御自分の所信を述べられるといふうなことはおかしいのではないかとこのことを申し上げております。

そして、さつき一つ御答弁でございます。いつまでもこれに時間をかけているわけにはまいりませんので、長官がこういう趣旨の御発言をなさったかどうかということの私の質問に対してお答えがございませんので、そのお答えをいただきますとさせていただきます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 大変失礼でございますが、どういふ趣旨の発言ということでございませうか。

○安武洋子君 先ほど私が全部読ませていただきました。いま抜き出したところだけです。

○国務大臣(中曾根康弘君) 行政改革がだめになった教育もだめだ、防衛もだめだ、あるいは憲法をつくる力もだめになる、そういうところでございませうか。

○安武洋子君 そしてお座敷をきれいに……

○国務大臣(中曾根康弘君) それは発言いたしました。

○安武洋子君 では、それは確認させていただいておきまして、残念ながら私は、こういうことをなさる長官、本心に改憲発言とも私は受け取っているわけですが、こういうふうなこと

をなさるといふことに對して、本心に抗議を申し上げたいといふことを申し添えまして、時間の関係上、次に移らしていただきます。

公益法人にもいろいろありますけれども、やっぱり画一的な規制とか監督の緩和、こういうことには問題があるかと思ひます。この点で、財団法人日本自動車査定協会、略称して日査協と申します。この後は日査協といふことで発言させていただきますが、この不正乱脈な法人運営について私はお伺いいたしたうございませう。

この日査協は、中古車の流通で、消費者を保護する、流通秩序を維持する、こういう立場から、下取りの中古車の価格の査定を販売店が行っていたのを公益法人として公正中立に行わせるために設立されたといふふうに思っております。この設立の根拠といふものは、割賦販売法の第九条に基づき標準条件の告示に關連して発せられた通産省の行政通達、こういうふうな思っておりますけれども、この通達の要旨はどのようなのか、お聞かせいただきます。

○説明員(棚橋祐治君) お答えいたします。日査協が設立された昭和四十一年当時の自動車の販売は割賦販売を過半数を占めておりました。が、販売面における過当競争が大変激化いたしました。販売条件が急速に悪化したわけでございまして、このような販売条件の悪化は、中小ディーラーの経営のみならずメーカーの資金繰りの悪化あるいは部品業者、原材料メーカーにも影響するところが大きく、このため、自動車産業において販売条件の確立を図ることが焦眉の急務となつたわけでございませう。また、販売業者の不振は、アフターサービス等に支障を来し、消費者にも必ずしもプラスにならない、弊害が多いといふことで、先生御指摘のように、割賦販売法第九条に基づき標準条件の設定に当たりましては、頭金の率を定められておりますが、下取り車の評価を恣意的

に行いますと標準条件の設定が実効性を失いますので、適正な中古車価格の設定という観点で、公正な第三者を加えた公益法人が査定を行うという制度をつくる必要があるといふことで、当時、通産省から日本自動車販売協会連合会等関係四団体に公益法人の設立を要請したわけでございませう。

○安武洋子君 この日査協は昭和四十一年の六月一日に設立されております。この設立の趣旨、これは公正中立、いま御答弁の中にもありましたけれども、こういう公正中立といふ私は機能を果たしていないと思ひます。下取りの中古車の査定といふものは、これは販売店の職員が査定士の資格を取る、こういうことで、販売店の従業員である。しかし、販売店から給与をもらっていないながら一定の資格を取つて、日査協からの派遣査定士と、こういうことになって査定を行つておられます。日査協にも査定者がおりますけれども、ほとんどがこういう販売店の従業員であつて、その販売店から給与を受け取つて、そして日査協からの派遣査定士といふことで査定を行つて、いかに公正中立といふふうに見えます。日査協の査定士として査定しているといふふうな形を取つております。

しかし、日査協の看板を使つておりますけれども、販売店の従業員がそういう資格を取つて査定をするといふふうなことになりますと、販売店の一員として自分の社の下取り車の査定をするわけですから、結局販売店のもうけ本位のカムフラージュ、こういうことに私はこういう制度はすぎないのではなからうかといふふうに思ひます。これは、昭和五十四年に下取りの中古車の査定を販売業者が一定の条件のもとで独自に行えるといふふうな制度が改正されても変わっていないと思ひます。

せつかく公正中立の査定といふことで日査協をつくつたといふふうなことでありながら、このようになつてしまつていふのは、これは、日査協ができてから販売店が一貫して人事、運営、経理、こういうすべてを牛耳つていふからだと

と思ひます。日査協の業務の運営については、これはかねがね問題があるといふふうに通産省の方でも運輸の方でもごらんになつていただきたいと思います。ですから通産省もお出しになつていらつしやいます。これは通産省、運輸両省で昭和四十三年五月二十八日に業務改善計画についての通達をお出しになつていらつしやいますけれども、私はこれは全く守られていないといふふうな思つております。それからまた、日査協が設立されましたときにも、日査協の運営について、基本財産を増額しなさいといふふうなことを求めております。しかし、これも実行されておられません。私は、日査協はいままで通産省とか運輸省とかの指導に対して業務を改善してないと思ひます。通産省はいままで日査協に対してどのような実情を把握して指導をなさつてこられたのか。日査協はその指導を受けて実行しているといふふうにお考えになつていらつしやるのか、この点をお伺いいたします。

○説明員(棚橋祐治君) お答えいたします。先生御指摘のように、昭和四十一年設立当初にも運営についての通産省及び運輸省からの方針について通達を出しております。さらに四十三年には、特に査定の公正な機関としての中立性と自主性を維持させる見地から、役員とか支所長とか、査定長等の管理職の要職にある人たちの独立性の確保といふことについては特に注意を払つてきておる次第でございませう。それから基準価格委員会の委員の構成等についても、できるだけ一つのディーラーあるいはメーカーの色が濃くならないように、公平な価格委員会になるように委員の構成についてもいろいろ指導をしてまいつていふ次第でございませう。五十四年には、先ほど先生がおっしゃいましたような問題もございましたので、査定士制度という試験制度を設けまして、厳正な試験を行ひまして資格を与えるといふことで、査定士の質の向上にもいろいろ両省力を合わして指導をしてまいつていふところでございませう。

なお、協会の健全な運営を図る見地から財政的な基礎を強化すべきであるという御指摘はごもっともでございます。この点については、残念ながら、確かに基本財産は昭和四十一年の六月に最初二百万で発足いたしました。基本財産そのものはふえていないわけですが、その後、剰余金とか各種準備金引当金の充実にわかれも配慮いたしております。昭和五十五年度の決算ベースで見ますと、準備金引当金の総額は約七億七千六百万円、それから資本の総額は約四億九百万円ということで、少しずつではあります。体質の改善もその点では見られると思います。

なお、御指摘のように、一層査定士の質の確保とか財政の健全化というものを図る必要性は痛感いたしておりますので、今後なお十分指導に努めたい、このように考えております。

○安武洋子君 私はいま問題を一つ提起をした。それは、この査定士の資格を与えたと、質の向上を図ると、しかし、これ日査協にいるのはたつた四百人、そして民間に四万人いるというふう聞いております。ですから、この年間四百万台の査定をするというふうなことになりますと、日査協の査定士だけでは年間一人一万台やなければならぬというふうなことになりますから、とてもできる相談ではないわけですから、この民間の査定士、自分のところの販売店の従業員がそこで給料をもらいながらその資格を取って査定をする、ここに一つ問題があるということを申し上げております。

しかし、ちよつとこれは後でもう一度質問するということにいたしました。私は内部からの告発者からの情報を得ておりますけれども、日査協は、これまで通産とかそれから運輸、こういう指導に對しまして業務改善計画とかいうふうに出しておりますけれども、全くこの計画というのが実行されていまいというふうに聞いております。

それで、この日査協の設立当初、販売店が行っておりまして下取りの査定台数ですね、それと査定料収入、これは日査協が把握をいたしております。

した。ところが、その後この状態がつかめなくなつてしまつた。で、昭和四十八年に自販連の流通合理化委員会が下取りの査定を販売店独自で行うことを決議をしております。これ以来、販売店が行いました査定台数の報告、これが完全にたえてしまつた。査定料の収入もなくなつてしまつてゐる。日査協にはいかないうけです、台数もこの収入も。こういうことを把握なさつて御存じでございますか。

○説明員(棚橋祐治君) 一応把握いたしております。

○安武洋子君 おわかりのように、販売店は日査協の公正中立の看板だけを利用する。そしてユーザから査定料を取る。日査協には賛助金という名の看板料だけを納める。残りは販売店がすべてふところに入れてしまつてゐる。このふところに入れた査定料というのは、十年間で推定いたしますと約数千億円に上るといふふうに試算ができます。

そこで、日査協の方の財政は、これはですから苦しくなつてまいります。基本財産というのは設立当初の二百万円のまゝになつてしまつてゐる。こういう関係にあるからこそこの設立当初の基本財産がふえていないんだというふうなその内情も把握なさつていらつしやいますでしょうか。

○説明員(棚橋祐治君) 把握いたしております。

○安武洋子君 しかし、この日査協にも大変問題があります。この日査協は、先ほど御答弁の中で剰余金、引当金、これが大変ふえてきたというふうなことで評価をなさつていらつしやる。ところが、この日査協は、剰余金が出たときにこれを基本財産の増額というふうなことは充當いたしております。経理操作をして剰余金を隠すというふうな不正な、乱脈な経理操作をいたしております。これは昭和五十五年度に各支所長にあてまして「第十期決算対策について」、こういう文書を出しておりますけれども、こういう文書が出てゐることを御存じでございますか。

○説明員(棚橋祐治君) 承知いたしております。

○安武洋子君 承知をなさつていらつしやるんですね。

○説明員(棚橋祐治君) はい。

○安武洋子君 ということになると、実に大問題だと思ひます。これは脱税文書だと思ひますね、脱税を指示した。この「第十期決算対策について」といふふうな中に、「徒に剰余金を出して税金を支払うような決算は慎むべきものと考えます」と、こういうふうな書き方をしてあります。いろいろとやり方を指示してゐるわけですね。賞与引当金の計上」ということでやり方を細かくつと書きまして、これで「今までの倍近くの引当金を計上することが可能となります」と、こういうふうな書き方をしてあります。また「期間損益の計上」も指示しております。それから「期間損益の特例に関する取扱ひの届出」、この取扱ひ方も指示をいたしております。そして「以上三三点ほどの節税方法をお知らせいたしました」、こういうふうな書きまして、「合法的に節税を図り、内部留保されるよう併せてお願い申し上げます」と、こういう文書が公然とばらまかれ、通産省も御存じになつてゐる。「節税」と書いてありますけれども、これは明らかに脱税を指示する文書ではないですか。

こういうことを通産省が御存じになつていて全くこれについて何もなさつていない、許容されてゐるということとは全く解せませんが、どういふつもりなんですか。

○説明員(棚橋祐治君) 残念なことにこの文書が出たことを知りましたのはかなり後の段階でございます。私どももこの文書が税法上の脱税行為を奨励するような疑いを持たせるようなものであるならば問題であるといふことでいろいろ検討いたしております。私どもの検討、いまの段階では、確かに賞与引当金の計上とか未払人件費の計上あるいは期間損益の特例に関する取扱ひの届け出等について、当時協会は、いわゆる節税であつて脱税ではないといふことで、一応関係法令を調べて、一時的な剰余金の処理に關してでござい

けそれを節税の形で留保できるようにすべしといふことで通達を出したというように私どもも受け取つております。

ただ、確かに先生がおっしゃいますように、若干この表現に懸念を欠くところもございまして、会計処理上の専門的見地を含めてさらに調査検討を行ひまして、その結果についてはまた御報告を申し上げたい、こう思ひます。

○安武洋子君 私は、これは御存じになつたのが後だと、後にしても、もう少し十分中身を検討なさつて、ここで明確な御答弁を当然いただきたいわけですが、さらに調査をして報告をしてくださるということですので、この件に關しましては御報告をお待ちいたしております。

そこで、続きましてこの査定料の問題でお伺いをいたします。

日査協がユーザから依頼があつた場合、中古車を査定する、そして査定料を取るといふのは、それなりに私は筋が通ると思ひます。しかし、日査協とかあるいは査定士が、中古車の下取りに當たりまして、ユーザが依頼もしないのに、公正中立を看板にして、そして実際は販売店の査定士が査定を行うといふことになりまして、いかにあなたちはいろいろ基準を設けてゐるのだからといふふうにおつしやるかもわかりませんけれども、やっぱりこれは自分のところの利潤を追求するといふ立場に立つのが当然になると思ひます。

そして、日査協がたとえ行つたとしてもそれは営業に必要な査定であるはずで、ユーザが必要といふのであればユーザが依頼するはずで、けれども、ユーザが依頼もしない。しかしこの料金は約五千五百円です。これをユーザに負担させるというのは私は全く本末転倒、おかしいと思ひますが、しかしこういう注文書、いろいろな会社の注文書の中には、もう明らかに最初から下取り査定費用といふことでこの金額が印刷してございまして、ということになれば、ユーザといふのはほとんどこういうことを知らないわけですから、だから査定料といふものは取られるものだ

いうふうな思っているでしょうし、中には取られているのを知らない人もあるかも知れません。しかし、依頼もしないのを、自分のところの営業に必要な査定であるのをユーザーに負担させる、こういうふうにしてユーザーがいままでに不当に取られたという査定料、これは中古車の販売台数は年間約四百万台です。査定料が約五千五百円、こういうことになりましたから年間約二百二十億円、こういう巨額に上るわけです。二百二十億円のお金が、これが販売店が自分のところが販売するために査定をするというのに、ユーザーが依頼もしないのにユーザーに負担をさせている。私は、こうした不当な査定料、この徴収は直ちにやめるということを通達すべきだと、こう思いますが、いかがでございますか。

○説明員(棚橋祐治) ユーザーが新車を購入する場合に中古車を下取りとして出す場合が一般的通例でございます。先生がおっしゃいますように、ユーザーの同意、依頼なしに、あるいはユーザーの理解が不足している段階で一方的に査定をしたと称して査定料を取るといふのは、これは正しくないという考え方で私も今後業界を指導してまいりたいと考えています。もちろん、ユーザーが同意をして査定を第三者機関に依頼する場合、通常の客観的な査定が一般ユーザーではできかねますので、そういうケースが多いと思いますけれども、その場合には適正な査定料を支払うということはこれまた当然なことではないかと考えます。

○安武洋子君 だから私は、ユーザーが自分で必要だと認めて査定をしてくれと言った分について査定料を払うというのは筋が通ると申し上げております。しかし、いま中古車を販売して新車を買おうと、下取りをしてほしいと、こういうユーザーは査定料を取られるものだと思うし、最初からこれは通産省も御存じのはずです。これを黙認されるからこういうことになってしまふ。このところ「下取査定費用」と、こういうふうな金額がちゃんと印刷をして初めから載ってしまつておりますね。ですから、依頼もしないのに、ただ下取りをしてもらうのにそれを取られてしまふと、こういう仕組みになっていく。それが年間約二百二十億の巨額にも達している、こういうことになってしまつていくんです。

ですから、中古車の下取りの査定料というのは、これは本来販売店が負担すべきものです。ほかのものなら、本人が幾らで買つてほしいと、それなら幾らで買おうと、こういうふうな折り合えば査定そのものも要らないわけですね。ほかではこういうことがたくさんあるわけですね。この中古車だけは勝手にユーザーに負担させて査定料を取つていってしまう、これは巻き上げるといつてもいいが、いいと思いますよ。年間二百二十億も販売店がこういうふうにして取つてしまつていく。一体、いままでもこういうふうなユーザーに一方的に負担させてきたというふうな、これは何か法的な根拠がございませうか、それをお伺いいたします。

○説明員(棚橋祐治) ユーザーが査定料金を強制的に支払わなければならないという法律的根拠はございませう。○安武洋子君 では、私はここでしっかり確認をさせていただきたいんです。全国にたくさんありますユーザーの人たちに大きな影響を与えますので、下取りの査定料、これをユーザーが支払う義務、法的な根拠、これは何もないと、ユーザーはこういうものを支払わない、拒否しようと思えばできるということ、これは間違いないと思いませんか。確認したいんですが。

○説明員(棚橋祐治) その点については間違いないと思いません。○安武洋子君 私は、やっぱり通産省は責任を感じていただかないといけないと思うんです。いままでこういうものがあるというの、これははいかに何でも御承知だろうと思ひます。ここにこういうふうな書いてあるというふうなことを黙認なさつてきたということは、法的に何の根拠もない。

そしてユーザーのほとんどはこういうことを知らないわけですよ。私自身も本当に調べるまではこういうことがあるということを知りませんでした。ですから、通産省がはっきりした態度を打ち出さないために、圧倒的多数のユーザーがいままで非常な不利益をこう受けている。こういう査定料を取られてしまつていく。支払う義務がない、拒否すれば、中には拒否している人もあります。ですから、こういう拒否する自由もあるんだということがはっきりしないといけないわけですね。通産省は今後こういうことを絶対に見逃さずに、この点しっかりと販売店を指導し、そして再びこういうことのないようにしていただきたい、そのことをお願いいたしますが、いかがでございますか。

○説明員(棚橋祐治) ユーザーの依頼または明白な同意なしに査定料を支払わなければならないというこのことのないよう業界を指導してまいれる所存でございます。○安武洋子君 それでは、先ほど申しました日査協の内部の経理の乱脈さ、そしてまたいまのユーザーから同意もなく査定料を取るといふようなことのないように厳重に指導をしていただくということを確認いたしまして、次の問題に移らせていただきます。今度は国有地の貸付料についてお伺いをいたします。

普通財産の土地とそれから建物の貸付料につきまして、昨年の三月末に貸付料の算定基準が改定をされております。昭和三十七年以前から土地、建物を借りている人たちの地代、家賃が大幅に引き上げられることになっております。たとえば住宅用の地代の場合、従来は前年分の相続税課税標準価格の百分の二が年額でございまして、ところが昨年の改正でこれが百分の二・五に引き上げられております。したがって、路線価の上昇に伴います評価額の上昇に加えて、地代の係数が百分の二から百分の二・五と、一気に一二五%に引き上がるという二重の値上げが行われております。

具体的金額で示しますと、従来の評価額が一千万というふうなことに仮定をいたします、借地の場合ですね。地代は百分の二でございまして、年額二十万円。ところが三年たつて路線価が三〇%上昇した、こうしますと算定基準が二五%引き上げられるわけになりますから、千三百万円掛ける百分の二・五イコール三十二万五千円と、実に地代が一・六倍以上も引き上げられることになるわけですね。貸付料の改定というのは三年に一度更新されることとなりますので、この新たな算定方法による更新、これが昨年からことし、そして来年と行われていくこととなりますけれども、各地で大変な影響が出てくるわけですね。

そこで、まず昭和三十七年以前から国有地を貸し付けているものに対して今回こういうふうな大幅な貸付料引き上げを行うこととした理由、根拠をお伺いいたします。

○説明員(太田幸雄) お答え申し上げます。まず、国有財産の貸付料でございますけれども、これは財政法第九條第一項という規定がございまして、適正な対価によらなければならないというふうにされていくわけでございます。この適正な対価としての貸付料の算定についてでございますけれども、国有財産の中の普通財産の貸し付け、これは私法上の貸借であるということでございます。いま、その貸付料につきましては、従来から民間の一般的な借地、借家の賃料の水準に同じたものにするのが最も妥当である、そういうふうな考え方でも処理してきているわけでございます。このため三年に一回、全国の民間賃賃の実例のサンプル調査を行ひまして、この調査によつて得た民間の賃賃の水準に比準いたしまして算定基準を定めている、こういうことでございます。

そこで、いま先生の御質問の、昨年三月の国有地の貸付料の改定でございますけれども、これは一昨年九月に私も全国の民間賃賃実例調査というのをやりまして、その結果、国有地の貸付料が民間の賃賃料を下回つていふと、こういう事情が

判明いたしました。そこで、貸付利率を改めることによりまして、民間の貸付料との不均衡を是正するためにこれを行つた、そういうことでございます。

○安武洋子君 この貸付料の改定というのは、これは借地人、こういう人に一人ずつ通知をなさつておられますか。そして了承を得ておられますか。

○説明員(太田幸雄君) お答えいたします。

これはもちろん個々の借地人と私どもの財務局のあるいは財務部の職員と話し合いをいたしまして、きちんと御説明をしまして、それで実際の貸付料が決まつていくと、そういうことでござい

○安武洋子君 財務局と住民との間にきちんとした話というのは、いつでもそういうことが行われるんですか。私が知っているところでは、一切何の通知もないと、こういうことを聞いておりますけれども。

○説明員(太田幸雄君) これは個々の借地人との話し合いでございます。別に大ぜい集まつてそこで一遍に貸料を決めると、そういう性格のものでございませぬ。

○安武洋子君 では、個々の借地人のところに財務局が一軒一軒全部足を運ばれてきつちり話をなさいますね。そういうことですか。

○説明員(太田幸雄君) 一々足を運ぶということでは必ずしもございませぬで、通知をしてそれで御納得いただくということが非常に多いわけでございます。

○安武洋子君 どういう形で通知をなさいますか。

○説明員(太田幸雄君) 文書で通知をいたします。

○安武洋子君 その文書が問題なんですけれども、あなたたちはこういうふうに変更した、別に基準も何もなくて、何月何日から幾ら幾らの金額にする、こういうことを一方的に言われるだけじゃないんですか。

○説明員(太田幸雄君) これは、最初に貸し付け

ということを開始いたします際に契約を結ぶわけですね。それで契約書を交わすと。その契約書の中に国の方から貸付料を通知するというふうな定めがございませぬ。

○安武洋子君 いかにそういうことが書いてあるにしても、あなたたちがなさっているやり方というのは、借地をしてる人たちが何も知らない間にぼんと値上げ額が通知されると、こういうやり方なんですよ。私は、民間でもいろいろと賃貸契約が結ばれますけれども、そういう契約のときに、大家さんとたな子さんというのは、やっぱり話し合いをして納得し合つてやるというふうなことをやりますよね。国だからといって、貸してや

つていふんだと言わなければならぬ。値上げ額を一方的に自分の方で決めてその金額だけを通知すると、こういうやり方というのは私は余りにもひどいやり方ではないかと、こう思いますけれども、その点いかがですか。

○説明員(太田幸雄君) 何分国有財産の貸付案件というものが大変多数に上つていると、全国で二万七千件ほどございませぬ。一方、こういうことを担当しております財務局あるいは財務部の職員というのには非常に限りがございませぬので、非常に少人数で大量の案件を処理していかなければならぬというふうな、その辺の便宜上のやり方であらうかとも思つております。

○安武洋子君 そんな便宜で借りてる人たちにしわ寄せをしてもらつては困ると思ふんです。私は、どういふ計算方法で、そして何に基づいてそのなるんだというぐらゐのことは、そしてこれに對して異議があればいろいろ話し合いをするという道も開けてあるんだというふうなことぐらゐは、書いた紙切れをやつぱりきちつと入れてこういうことを通知すべきではないかと。余りにも不親切過ぎるというふうに思ひます。

そして、いまは貸付基準の改定、これは民間の貸付料との整合性を考えたというふうな、貸付地の周辺の民間と比べて国有地が安くなつてい

した。私は、どういふふうな調査をなさつたのか、具体的にその国有地の周辺の民間と比べるときにどういふことを留意されて比較なさつたのか、その点をお答えいただけます。

○説明員(太田幸雄君) 私どもの民間賃貸実例調査といふものは、地代家賃統制令の適用の有無であるといふこととか、それから住宅用、営利用等の用途の別、それから賃貸契約開始の時期がいつごろであつたか、そういった別に区分いたしまして、近傍類似地の民間賃貸実例を選定してこれを調査すると、そういうやり方でございます。

○安武洋子君 では具体的に聞きますけれども、私が問題にしております統制令適用外の昭和三十七年以前から貸し付けている地代につきまして、民間実例を対比上選ぶといつたにしても、当然最近の取引例は除いて、昭和三十七年以前の類似の時期から賃貸関係にある民間の実例を選んで比較すべきだと思ひますけれども、そういう配慮は行つておりますか。

○説明員(太田幸雄君) 当然そういう配慮をやつてこの調査を行つていられるわけでございます。

○安武洋子君 では、民間では更新料に当たる部分、これは貸付料にどう反映させたのですか。それから更新料の償行がないというふうなことで、周辺地域との償行の違い、こういうものはどう考慮したんですか。

○説明員(太田幸雄君) 国有地の貸付料算定基準を定めるに当たつては、民間におきましますいわゆる期間更新料でございませぬ、これを反映させるという取り扱ひはいまのところ行つてございませぬ。私どもの調査の際に期間更新料についても調査いたしましたけれども、この更新料につきま

しては、いまだ全国的に確立した償行というふうには判断されなかつたので、いまのところこれは反映させていないといふことでございます。今後の調査においてこれが確立した償行というふうな認められることとなつた場合には、その点を考慮いたしまして適正に処理してまいりたいと、こうい

う考え方でございませぬ。

○安武洋子君 では、その調査資料というのがあつたわけでしょう、調査なさつたんですから。その資料を提出していただけたらいいですか。

○説明員(太田幸雄君) これは調査のサンプルが約四千件近くございませぬけれども、これは個々の方々にお会いしまして、そこでいろいろと調査をさせていたたく、そういうことでございませぬ。それをお出しするということになりますと、これは個々の方々の名前とか貸し付けの状況とか、そういうふうなことになるので、その点の公表とかお教えするといふようなことはひとつ御勘弁願ひたいと思ひます。

○安武洋子君 名前なんか、それは匿名で結構ですよ。ですから場所だつて明記していただかなく

たつて、どこどこだといふことを明記しないで、どういふ資料なのかと、どういふ調査をなさつたのかといふことを知りたいわけなんです。というのは、調整措置で毎年貸付料の引き上げの上限、これはいかに一・一五倍以内にするといひましても、毎年一・一五倍これ上がるといふことになりまして三年で五・二五アップでしょう。五年で二倍を超えることになりましてしょう。そして毎年地価が六、七％上がるといふようなところの地代といふことになりまして、五年で二倍になるというのが今回の改定の内容なんですよ。ですから、こういう大変な値上げといふものをどういふふうな調査をなさつたのか、先ほどから調査調査とおっしゃいますので、その調査資料を求めているわけなんです。ですからそういうことで、何も私は名前とか地名をはつきりせよとか申しませぬので、資料をお出し願ひます。

○説明員(太田幸雄君) 総括的な資料ということではあれば御要望にお答えできるかと思ひます。

○安武洋子君 では貸付料の算定率の引き上げ係数、これ都市、農村を含めて全国の平均的な率を出しまして一律に引き上げておられますから、中には周辺の実勢に比べて国有地の地代の方が高いというケースが当然出てくると思ひます。各財務局で民間実例を調べたわけですから、国有地

の方の側が高い、こういうケースが当然あって、そのことは承知されていると思います。昭和三十七年以前からの分で、そのような例が全国での貸し付け件数のうちに一体どれくらいあるでしょう。

○説明員(太田幸雄君) 国有地の貸付料、これも先ほどから再三申し上げておりますけれども、民間の貸付料を調査していわば民間事例に対して後追的に定めてきている、こういうものがございまして。それからまた、先ほど先生も一・一五というふうな数字をおっしゃいましたけれども、いわゆる激変緩和措置ということも講じてございまして。前年に比べて、たとえば二〇%も三〇%も一挙に上がるというのはどうかというふうな場合には一五%に抑えるとか、そういうふうな激変緩和措置も講じておりますので、したがって国有地の貸付料は一般に民間水準を上回るということはないというふうに考えております。

○安武洋子君 実際に調査をされた。で、こういうふうな民間の方よりも上回った国有地、こういうところはなかったということも承知をされているんですか。

○説明員(太田幸雄君) 先ほど申し上げましたサンプルの四千件それぞれについての詳しい検討、つまり民間のそれぞれの地点について近くの国有地と比較検討するということ、そういうことはいまのところやっておりませんので、ちょっと正確な御答弁は御容赦願いたいと思います。

○安武洋子君 でも、近隣の民間地と比べてその方が高いので、それに合わせるために国有地の値上げをするんだという御答弁があったわけですから、私はやはり民間事例をいろいろ調べた、そうすると国有地の方が高くなっているというケースも、これ一律に上げられたわけですから当然出てくる、出てきてあたりまえだと思ふんです。その件数も把握なさっていらつしやらないんですか。私は早急に把握をしてこれも御報告いただきたいと思いますが、いかがですか。

○説明員(太田幸雄君) 先ほど申し上げました

この四千件につきましての民間の事例ですね、賃料のそれぞれの年額がそれぞれの調査地点の相対標準額、これに比べて何%になっているか。これは百分の二・五とかそういうふうな数字になるわけでございますけれども、そういう調査をやったわけでございます。ですから一つ一つの地点について、これは国有地の方が高いとかあるいは安いとか、安いのは国有地の方が安いのは一般的でございますけれども、一つ一つの地点についてそういう検討をしたということではございません。あくまでも百分の二・五とか百分の二というふうな民間の場合の賃料の年額が相対標準額に比べて何%になっているか、百分の二とか二・五とか、そういう調査をやったわけでございます。

○安武洋子君 では借地人の側から、今回の改定で周辺の実勢よりも高くなる、こういうふうな陳情とか申し出とか苦情とか、こういうものは全然出てきていないんですか。もし出てきているとしたら何件くらいあるのか、そしてどういう対応をされているのか、それもあわせてお伺いをいたします。

○説明員(太田幸雄君) いまお話しした賃料の引き上げに対しまして苦情等でございますね。これはかつて昭和四十七年ごろの改定の際、関西を中心に寄せられたというふうに私も承知しているところでございます。しかし、最近では国有地の賃借人の方々からのこの種の苦情等は少なくとも本省では具体的に聞いておりません。

○安武洋子君 では財務局の方にそういう苦情が出ていたということも把握をなさっていないということでしょうか。私はそれなら早急にそういう実例を把握をしていただきたい。これは私の方にも苦情が参つております。陳情も参つておりません。やはりそういうふうな全然実情を把握なさらないというのは、私はやっぱり困ると思うのです。

もう一つお伺いいたしますけれども、昭和三十七年以前から貸し付けをしております国有地で、

借地人がまとまった数に上るといふような代表的な地域、これを幾つか挙げていただきたいのです。どういう地域があるでしょうか。

○説明員(太田幸雄君) 借地人がまとまっているというケースにつきましては、たとえば相対標準額納によりまして複数の借地人のいる土地が国有財産になる、それに伴いまして国が複数の方々に国有地を貸し付けることとなる、そういうふうな事例があることは承知しておりますけれども、具体的にどこにどれだけの数あるかということはいまのところ把握してございません。

○安武洋子君 何にも把握をなさっていないんですか。国有地を今度値上げだけはばあんと調べて、調査してみたら周りの近隣の民有地よりも国有財産が安いんだから上げるんだと、これだけはばつと強行されておられるから、国有地で借地人がまとまっているところはどこだろうと、そういうことぐらひはやはり把握をなさらないと、直接被害を受けるのはそういう人たちがたまたまですね。私は、すぐにこういう代表的にまとまっている人たちがいる地域、これをお調べ願つて何件かは御報告をいただきたい、資料としてお出しをいただきたいと思ひますが、よろしうございませうか。

○説明員(太田幸雄君) どの辺の地域であるとか、そういうふうな地域をある程度指定していただくとかいうことをしていただきますと、これから調査いたしましてサンプルのにお出しできるものはあるかと思ひます。

○安武洋子君 まとまっているところをきちんと一から十までずつと順位を並べるのが間違つたからとか、そういうようなことは言いませんので、全国でよくまとまっているところ十ぐらひは選び出して私の方に御報告をいただきたい。これくらいのことでしたらおできになりますでしょうか。

○説明員(太田幸雄君) その点、ちょっと帰りますて検討させていただきます。

○安武洋子君 そんなことは検討しなかつたって調べればできることですから、私は必ず資料を出し

ていただきたいと思ひます。それで、この調整措置の一つとして、賃付年額が近傍類似の賃貸事例よりも著しく乖離をしているといふふうなときには修正することができると、こうなっておりますね。こういう例があるんでしようか、修正をするということ。こういうことをなさったことがあるのかどうか。それで、「著しく」という基準ですね、これはどの程度なんですか、お伺ひいたします。

○説明員(太田幸雄君) 賃付料算定基準におきまして、基準賃付料等が近傍類似の民間賃貸事例に比べて著しく開差があるというふうに認められる場合には、先生おっしゃるとおり、当該事例に比準して修正することができるといふことにしております。各財務局におきまして、私ども「著しく」というところ、何%を超えたら「著しく」というのかというふうなことで画一的な指導というものは行っておりません。各財務局等において社会的通念にのっとりましてケース・バイ・ケースで処理しているわけでございます。

先ほど御説明いたしましたとおり、国有地の賃付料は民間の賃付料に対していわば後追的に決められると、こういうふうな仕組みになっております。したがって正確にこれを何件ということとは把握してございませぬけれども、各財務局の感觸等を聞いてみますと、そのような修正が必要となるケースはほとんどないということでございます。

○安武洋子君 では、地価評価額の一定割合を地代額とみなす算定方式ですね、その算定係数を引き上げるといふことは、地価の上昇率より地代の上昇の方が急テンポであると、こういう前提です。それで、土地賃貸における近年の投機的傾向、これがございまして、長期に貸付契約関係にある借地人、こういう人たちにまで投機的な傾向を押しつけるというふうなことになると思ひます。しかも全国一律の引き上げです。ですから、民間の賃貸事例を上回るところも私はかなり出てくるというふうに思ふわけです。

いろいろ調査をされた調査をされた、一番最初のころは御答弁の中にしよつちゅう出てきたわけなんですよ。しかし、それを具体的に伺いすると、把握をされていない把握をされていないという御答弁が返ってくるわけですので資料を御要求したわけなんですけれども、先月の二十六日に建設、自治両省が、今回の固定資産税の評価がえに当たりまして、地代、家賃の不当な便乗値上げ、これを厳に抑制するようにというふうな次官通達を出しております。しかし、今回の大蔵省のやり方というのを見ておきますと、まさにこの趣旨に逆行する、全国平均での一律係数の引き上げというふうなことにしまして一定の地域では便乗値上げが行われるということもなりかねません。ひいては近傍の民間の地代を押し上げていくという結果も招きかねないわけです。私は大変不当だということを申し上げざるを得ないと思います。

それで、この貸付地周辺の民間実例、これを再度正確に捕捉し直していただきたい。先ほど捕捉をなさっていないということがはつきりいたしましたので、そういう点もう少し綿密に捕捉をし直していただく、そして算定基準の合理的な見直し、あるいは貸付料に必要な修正も行うというふうなことで、おのおのこの貸付国有地ごとに正しい貸付料と、こういうことが算定されるようにすべきだというふうに思いますが、御見解はいかがでしょうか。

○説明員(太田幸雄君) 先生のお話しの中のこの通達、これは固定資産税の引き上げに伴う地代の便乗値上げを防ぐという、そういう趣旨のものであるというふうに私も承知しておりますけれども、私どもの昨年の賃料引き上げは、従来と同じように民間の一般的な借地料の水準に近づけようと、そういうものでございまして、したがってこのような便乗値上げというふうなこともとう全く性格の異なるものであると思います。

それから最後に先生の御指摘の、調査の際いろいろもつと細かく調べたかどうかというふうなそ

ういうお話につきましては、三年に一度の調査でございまして、次の機会にはいま先生御指摘の点も十分注意しながらやりたいと思います。

○安武洋子君 中曽根長官に私は行革の点で伺いするように準備していただんすけれども、時間がなくなつて残念で、また今度やらせていただきます。

いまの御答弁、全く気に食わない。それで、これはあなたは便乗値上げじゃないというふうにおつしやいましたけれども、やっぱりいまの地代の上昇の方が急テンポ、こういう前提ですよ。近ごろ土地の賃貸における投機的な傾向、こういうものがありますから、こういうことを借地人にまで押しつけることになりまふよというふうに言っているわけです。しかも全国一律という乱暴なやり方でおやりになるから、これは民間の方よりも上回るところもかなり出るのではなからうか。こういうところでもっと近傍の民間地代というふうな、これも押し上げていったら大変ですので、十分に調査をなさつて、そして正確な捕捉をなさつて、算定基準の見直しとかあるいは貸付料の必要な修正、こういうこともやつていこうという姿勢をやつぱり示されないといけないのではなからうか。何でも国民に、ばんと上げて、さっきの通達の仕方も申し上げましたけれども、国が貸してやつているんだからこういうものは承知せよというふうなやり方というのは改めるべきではないか、このことを申し上げまして、時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。

○委員長(遠藤要君) 本案に対する本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後三時二十五分散会

昭和五十七年五月二十四日印刷

昭和五十七年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局